

毎月決算型

追加型株式投資信託 / 自動けいぞく投資可能

# エマージング・ソブリン・オープン

目論見書  
2004.3

国際投信投資顧問

1. この目論見書により行うエマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成15年7月3日に関東財務局長に提出しており、平成15年7月21日にその届出の効力が発生しております。また同法第7条の規定に基づき有価証券届出書の訂正届出書を平成16年3月31日に関東財務局長に提出しております。
2. エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）の受益証券の価額は、同ファンドに組入れられる有価証券などの値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがってファンドは元本が保証されているものではありません。

- ・当ファンドは、公社債など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本が保証されているものではありません。
- ・投資信託は、金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。
- ・投資信託は、預金保険の対象ではありません。
- ・投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客さまに帰属します。
- ・登録金融機関は、証券会社とは異なり、投資者保護基金には加入していません。
- ・投資信託は、保険契約における保険金額とは異なり、受取金額等の保証はありません。
- ・投資信託は、保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

発行者名：国際投信投資顧問株式会社

代表者の役職氏名：取締役社長 井戸辻 康行

本店の所在の場所：東京都中央区日本橋本町一丁目3番11号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称：

エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）

募集内国投資信託受益証券の金額：

当初募集額 上限 500億円

継続募集額 上限 1,000億円

有価証券届出書および有価証券届出書の訂正届出書の写しを縦覧に供する場所：

該当事項はありません。

【ファンドの概要】

## エマージング・ソブリン・オープン(毎月決算型)

本概要は、目論見書の記載内容を要約したものです。

詳細につきましては、目論見書の該当箇所をご覧ください。

商品分類	追加型株式投資信託 / 自動けいぞく投資可能
運用の基本方針	ファミリーファンド方式により、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド受益証券を通じて、エマージング・カントリーのソブリン債券(国債、政府保証債等をいいます。)および準ソブリン債券(政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券をいいます。)を主要投資対象とします。
主な投資制限	外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。
価格変動リスク	公社債など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本が保証されているものではありません。
当初設定日	平成15年8月8日
信託期限	平成35年8月5日
決算日	毎月5日(休業日のときは翌営業日)
お申込期間	平成15年8月8日から平成16年11月4日まで ただし、お申込みの受付は、日本における販売会社の営業日に限り行われます。 ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行が休業日の場合には、お申込みはできません。 * お申込期間(継続募集期間)は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
お申込単位	(当初元本1口 = 1円) 「分配金受取コース」 1万口単位または1万円以上1円単位です。 「自動けいぞく投資コース」 1万円以上1円単位です。 (販売会社によりコースの名称が異なる場合があります。以下同じ。) ただし、「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資によるお申込みについては、1円単位とします。 なお、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合あるいはお申込単位が異なる場合があります。

お 申 込 価 額	お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 お申込受付時間は午後3時(半休日のときは午前11時)までとさせていただきます。
お 申 込 手 数 料	お申込みになる販売会社により異なります。 (手数料率)お申込口数に応じ、基準価額に対して 1億口未満の場合 上限3.15%(税抜3.00%) 1億口以上5億口未満の場合 上限2.10%(税抜2.00%) 5億口以上の場合 上限1.05%(税抜1.00%) (手数料率)お申込代金 <sup>*1</sup> に応じ、基準価額に対して 1億円未満の場合 上限3.15%(税抜3.00%) 1億円以上5億円未満の場合 上限2.10%(税抜2.00%) 5億円以上の場合 上限1.05%(税抜1.00%) (手数料率)お申込金額 <sup>*2</sup> に応じ、基準価額に対して 1億円未満の場合 上限3.15%(税抜3.00%) 1億円以上5億円未満の場合 上限2.10%(税抜2.00%) 5億円以上の場合 上限1.05%(税抜1.00%) ( * 1 )お申込代金 = (お申込受付日の翌営業日の基準価額 × お申込口数) + お申込手数料 ( * 2 )お申込金額 = お申込受付日の翌営業日の基準価額 × お申込口数 * 申込手数料は消費税等相当額を含みます。
スイッチング 手数料	販売会社によっては、スイッチングを取扱う場合があります。その場合のお申込手数料は無手数料とします。また、一部解約をするファンドは信託財産留保額と源泉税が差引かれます。
信 託 報 酬	純資産総額に対して年1.6485%(税抜1.5700%)の率を乗じて得た額とします。 * 信託報酬は消費税等相当額を含みます。
監 査 費 用	純資産総額に対して年0.0042%(税抜0.0040%)の率を乗じて得た額とします。 * 監査費用は消費税等相当額を含みます。
収 益 分 配	毎月5日(休業日のときは翌営業日)に決算を行い、原則として収益配分方針に基づいて分配を行います。 「分配金受取コース」 収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目から、販売会社において、受益者にお支払いします。 「自動けいぞく投資コース」 収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。

換 金 価 額	一部解約価額は、一部解約の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。 ただし、ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行が休業日の場合には、ご換金の請求はできません。 換金のお申込受付時間は午後3時(半休日のときは午前11時)までに、販売会社が受付けたものを当日の換金請求とします。
信託財産留保額	換金の受付日の翌営業日の基準価額の0.5%とします。 なお、スイッチングに伴う一部解約を行う場合にも、信託財産留保額が差引かれます。
換 金 代 金 の お 支 払 い	原則として換金の受付日から起算して6営業日目から、販売会社において、受益者にお支払いします。

ご投資者のみなさまにおかれましては、ファンドの内容およびリスクなどについてご理解のうえ、お申込みいただきますようお願い申し上げます。

## ファンドの特色

エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド(以下「親投資信託」または「マザーファンド」ということがあります。)受益証券を通じて運用を行い、エマージング・カントリー<sup>\*1</sup>のソブリン債券<sup>\*2</sup>および準ソブリン債券<sup>\*3</sup>を主要投資対象とします。

- \*1 エマージング・カントリーとは、一般的に、先進国と比較すると証券市場は未発達なものの、経済成長の著しい、あるいは可能性の高い新興諸国を指します。
  - \*2 ソブリン債券とは、各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。
  - \*3 準ソブリン債券とは、政府の出資率が50%を超えている企業の発行する債券とします。
- (a) マザーファンド受益証券を通じて、エマージング・カントリーが発行する米国ドル建のソブリン債券を中心に投資を行います。(一部、ユーロ建の債券に投資する場合があります。)
- (b) グローバルな視点からのファンダメンタルズ分析・クレジットリスク分析に基づく分散投資を基本とし、アクティブに運用します。
- (c) ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の債券を中心に投資することを基本とします。
- イ. プレディ債(エマージング・カントリーの政府が、1989年のプレディプランに基づいて発行し、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場で流通する債券をいいます。)
  - ロ. ユーロ債(米国ドル建・ユーロ建)。(プレディ債以外の債券で、エマージング・カントリーの政府または政府関連機関等が、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場において米国ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。)
  - ハ. 現地米国ドル建債・現地ユーロ建債(エマージング・カントリーの政府または政府関連機関等が、自国市場において米国ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。)

- (d) ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の範囲内で行います。
- イ. エマージング・カンントリー単一国への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
  - ロ. ユーロ建資産への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
  - ハ. ソブリン債券以外への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の35%以内とします。
  - ニ. エマージング・カンントリーの同一企業(政府関連機関を含みます。)が発行する債券への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
  - ホ. エマージング・カンントリーの現地通貨建資産への実質投資は、行いません。
- (e) 一般的にエマージング・カンントリーの発行する債券は格付けが低く、先進国等が発行する上位格付け債券と比較して、相対的に高い利回りとなる傾向があります。したがって、相対的に高い投資収益率が期待できる反面、デフォルト(債務不履行および支払遅延)が生じるリスクも高いと考えられます。

主要格付機関による格付けの表記方法

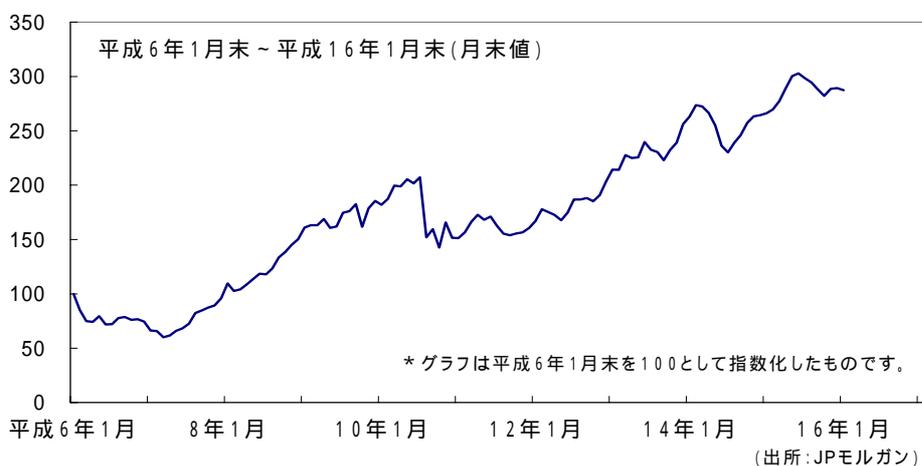
	Moody ' s 社	S & P 社	
高い信用力	A a a	A A A	投資適格債
	A a	A A	
格付け	A	A	高利回り債
	B a a	B B B	
低い信用力	B a	B B	(ハイイールド債)
	B	B	
	C a a	C C C	
	C a	C C	
	C	C	
		D	

- (f) J PモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド(円換算)をベンチマークとします。
- J Pモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド(J PモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド)は、J Pモルガン社が算出する債券インデックスです。同インデックスは、エマージング・カンントリーの国債を中心とした債券の投資総合収益を、指数化したものです。
- ベンチマークは、同社が発表する米国ドル建指数を、委託会社が円換算します。

平成16年1月末現在、同インデックス算出の対象となっている国々は以下の通りです。  
 なお、ファンドは、対象国以外のエマージング・カントリーに投資を行う場合があります。

中南米	アジア	欧州・中近東・アフリカ等
アルゼンチン ブラジル チリ コロンビア ドミニカ共和国 エクアドル エルサルバドル メキシコ パナマ ペルー ウルグアイ ベネズエラ	中国 マレーシア フィリピン 韓国 タイ	ブルガリア クロアチア ハンガリー ポーランド ロシア トルコ ウクライナ エジプト レバノン コートジボワール モロッコ ナイジェリア 南アフリカ チュニジア

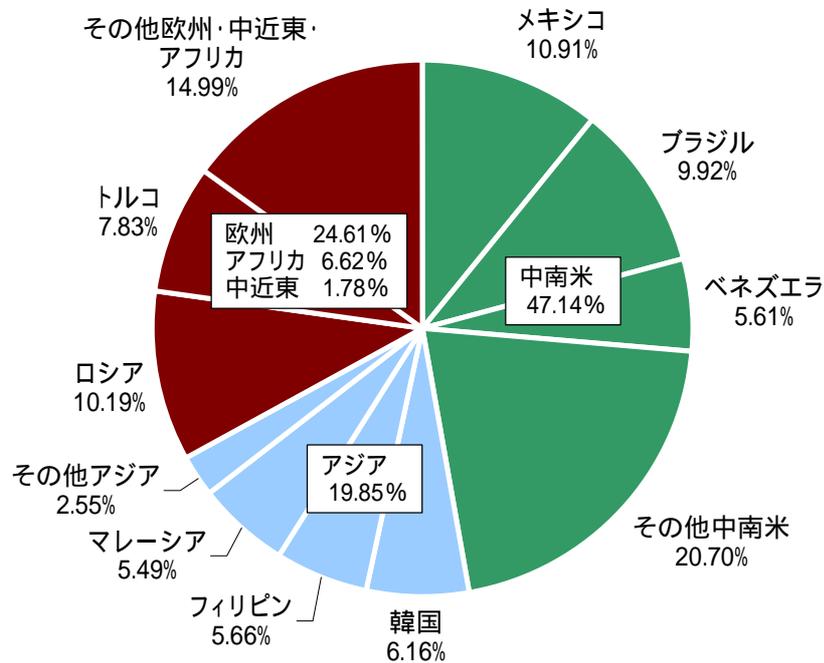
#### JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド(円換算)の推移



\* 上記のグラフはあくまでもインデックスの過去の推移であり、ファンドの将来の成果を約束するものではありません。

JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイドは、JPモルガン社が算出するインデックスであり、その著作権および知的財産所有権は同社に帰属します。同社が発表する米国ドル建指数を、対顧客電信売買相場の仲値を用いて委託会社が円換算しています。

JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイドの国別構成比  
(平成16年1月末現在)



\* 上記の構成比はベンチマークの構成比であり、ファンドの構成比とは必ずしも一致しない可能性があります。

- (g) 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、米国ドル建資産以外の実質外貨建資産については、実質的に米国ドル建となるように為替取引を行う場合があります。
- (h) 重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、運用者の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。
- (i) 投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動向、残存期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。
- (j) 運用委託契約に基づき、ウェリントン・マネジмент・カンパニー・エルエルピーに運用の指図に関する権限の一部を委託します。また、マザーファンドの運用の指図に関する権限をウェリントン・マネジмент・カンパニー・エルエルピーに委託します。

ウェリントン・マネジмент・カンパニー・エルエルピーは、1928年に創業した世界最古の運用機関の一つで、独立系運用專業会社として運用に特化する体制を維持しています。徹底した社内リサーチ能力を活用し、グローバルな視点から、エマージング債券の運用専任チームがポートフォリオ管理を行います。

毎月決算を行い、収益の分配を行います。

毎月5日(休業日のときは翌営業日)に決算を行い、原則として収益分配方針に基づいて分配を行います。ただし、第1期の決算日は平成15年10月6日とします。

(a)「分配金受取コース」

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目から支払います。

(b)「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

取得の申込単位は以下の通りです。

(当初元本1口 = 1円)

(a)「分配金受取コース」

1万口単位または1万円以上1円単位です。

(b)「自動けいぞく投資コース」

1万円以上1円単位です。

ただし、「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、1円単位とします。

なお、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合あるいは申込単位が異なる場合があります。

信託期限は平成35年8月5日までです。

原則として、この期間はいつでも取得・換金のお申込みができます。(ただし、ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行が休業日の場合には、お申込みはできません。)

## ファンドおよびマザーファンドのリスク

ファンドおよびマザーファンドが有する主なリスクおよび留意点は以下の通りです。  
(主なリスクおよび留意点であり、以下に限定されるものではありません。)

組入れられた有価証券等(外国証券には為替リスクもあります。)の値動きにより、基準価額は変動します。これらの運用による損益は、すべて受益者に帰属します。したがって元本が保証されているものではありません。

### 為替変動リスク

外貨建の債券を主要投資対象としますので、投資している国の通貨が円に対して強く(円安に)なれば基準価額の上昇要因となり、弱く(円高に)なれば基準価額の下落要因となります。

### 金利変動リスク

投資している国の金利水準が上昇(低下)した場合には、一般的に債券価格は下落(上昇)し、基準価額の変動要因となります。

ファンドは米国ドル建債券を中心に投資を行うため、特に米国金利の変動に影響を受けますが、エマージング・カントリーの金利等の影響を受ける場合もあります。金利変動に伴う債券価格の変動は、デュレーション\*が長いほど大きくなります。

\* デュレーションとは、「債券の平均回収期間」および「金利変動に対する債券価格の変動性」を意味します。

### 信用リスク(デフォルト・リスク)

発行国の債務返済能力等の変化等による格付け(信用度)の変更や変更の可能性などにより債券価格が大きく変動し、基準価額も大きく変動する場合があります。

一般に、エマージング・カントリーの発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト(債務不履行および支払遅延)が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。

## カントリー・リスク

債券の発行国の政治や経済、社会情勢等の変化(カントリー・リスク)により金融・証券市場が混乱して、債券価格が大きく変動する可能性があります。

エマージング・カントリーはのカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

- ・先進国と比較して経済状況が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率などの経済状況が著しく変化する可能性があります。
- ・政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化、海外からの投資規制導入等の可能性があります。
- ・海外との資金移動の規制導入等の可能性があります。
- ・先進国と比較して情報開示に係わる制度や慣習等が異なる場合があります。

この結果、エマージング・カントリー債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

## 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量などの状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。

一般的に、エマージング・カントリー債券は、高格付けの債券と比較して市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買ができない可能性があります。

## ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け基準価額が変動することがあります。

## ベンチマークについての留意点

JPMorgan EMBIグローバル・ダイバーシファイド(円換算)をベンチマークとしますが、ファンドがベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。また当該ベンチマークが下落(上昇)する局面では、通常、ファンドの基準価額も下落(上昇)します。

## 運用指図の権限委託に関わる留意点

委託会社は、運用の権限委託を受けた者が、法律に違反した場合、ファンドの信託約款に違反した場合、故意または重大な過失により信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等には、この委託を中止または委託の内容を変更することができます。また、運用の権限委託を受けた者は、この権限の受託を中止することができます。なお、前記による中止の場合、委託会社は、新たに同等の能力を有すると認められる第三者に運用の指図に関する権限を委託すること、およびファンドの名称を変更することができます。

## その他の主な留意点

- ・受益者によるファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合には、解約資金を手当てするために保有債券を大量に売却しなければならないことがあります。その結果、ファンドの基準価額が大きく変動することがあります。
- ・受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または10億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- ・計算期末に、基準価額水準に応じて、別に定める分配方針により分配を行います。ただし、委託会社の判断により、分配が行われなくてもあります。
- ・法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。

## ご投資の手引き

### お申込みに関しては

#### <お申込み>

販売会社でお申込期間(平成15年8月8日から平成16年11月4日)にお申込みいただけます。

取得のお申込みの受付は、お申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時(半休日のときは午前11時)までに、販売会社所定の方法で行われます。

ただし、ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行が休業日の場合には、お申込みはできません。

\* お申込期間(継続募集期間)は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

#### <お申込単位・価額>

(当初元本1口 = 1円)

「分配金受取コース」

1万口単位または1万円以上1円単位です。

「自動けいぞく投資コース」

1万円以上1円単位です。

「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、1円単位とします。

ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合あるいは申込単位が異なる場合があります。(販売会社が「エマージング・ソブリン・オープン(1年決算型)」からの乗換え(以下「スイッチング」といいます。)を取扱う場合、そのスイッチングによる取得申込みについては、販売会社が別に定める単位とします。)

お申込価額は、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額とします。

< お申込手数料 >

(手数料率)お申込口数に応じ、基準価額に対して	
1億口未満の場合	上限3.15%(税抜3.00%)
1億口以上5億口未満の場合	上限2.10%(税抜2.00%)
5億口以上の場合	上限1.05%(税抜1.00%)
(手数料率)お申込代金 <sup>*1</sup> に応じ、基準価額に対して	
1億円未満の場合	上限3.15%(税抜3.00%)
1億円以上5億円未満の場合	上限2.10%(税抜2.00%)
5億円以上の場合	上限1.05%(税抜1.00%)
(手数料率)お申込金額 <sup>*2</sup> に応じ、基準価額に対して	
1億円未満の場合	上限3.15%(税抜3.00%)
1億円以上5億円未満の場合	上限2.10%(税抜2.00%)
5億円以上の場合	上限1.05%(税抜1.00%)

お申込口数、お申込代金またはお申込金額に応じて、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、前記手数料率を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。お申込手数料は消費税等相当額を含みます。

お申込代金は、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が前記手数料率を上限として、それぞれ別に定める率を乗じて得たお申込手数料(消費税等相当額を含みます。)を加えた額となります。

\*1 「お申込代金」とは、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額にお申込口数を乗じて得た金額に、お申込手数料(消費税等相当額を含みます。)を加算した金額をいいます。

\*2 「お申込金額」とは、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額にお申込口数を乗じて得た金額をいいます。

償還金等をもってその支払いを行った販売会社でファンドを申込みの場合(以下「償還乗換え\*」といいます。)には、お申込手数料の中から当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額と元本のいずれか大きい額とします。)で取得する口数について無手数料で取扱う場合があります。

\* 償還乗換えとは、取得申込みの受付日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金(注)をもって、その支払いを行った販売会社でファンドを申込み場合をいいます。なお、償還乗換えの際に償還金等の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることがあります。

(注) 信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込みの受付日の属する月の前3ヵ月以内における受益証券の買取代金または一部解約金を含みます。販売会社によっては、スイッチングによる取得申込みを取扱う場合があります。その場

合の申込手数料は無手数料とします。ただし、スイッチングにより一部解約をするファンドは、信託財産留保額が差引かれ、個別元本超過額に対して課税されます。

「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについても無手数料とします。

#### < 受益証券 >

##### 「分配金受取コース」

受益証券は、販売会社との保護預り契約に基づき、販売会社の保護預りとすることができます。

##### 「自動けいぞく投資コース」

「自動けいぞく投資契約」に基づき、受益証券についてはすべて保護預りとなり、混蔵保管されます。

## 収益分配に関しては

#### < 収益分配時期 >

毎月5日(休業日のときは翌営業日)に決算を行い、原則として収益分配方針に基づいて分配を行います。

##### 「分配金受取コース」

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いします。

##### 「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

#### < お手取額 >

お客様の個別元本により普通分配金(課税)と特別分配金(非課税)が計算されます。

・分配落ち後の基準価額が、個別元本と同額または上回る場合には、全額が普通分配金となります。

・分配落ち後の基準価額が、個別元本を下回る場合には、分配金の範囲内で下回る部分に相当する金額が特別分配金、残余の金額が普通分配金となります。

普通分配金は課税対象扱いとなりますので、お手取額は所得税および地方税を差引いた額となります。

なお、特別分配金を受取った場合は、投資元本の一部を払戻したことになり、分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の個別元本となります。また、特別分配金については非課税となります。

< お支払開始日 >

「分配金受取コース」については、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目)から販売会社において、受益者にお支払いします。

ご換金に関しては

< ご換金のお申込み >

ご換金の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時(半休日のときは午前11時)までに、販売会社所定の方法で行われます。ただし、ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行が休業日の場合には、ご換金の請求はできません。

< ご換金単位 >

販売会社が定める単位とします。

< お手取額 >

一部解約の場合、一部解約価額から所得税および地方税(当該一部解約価額が個別元本を超過した額に対してかかります。)を差引いた額となります。なお、販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の一部解約についても同様とします。

< お支払日 >

換金代金は、原則としてご換金の受付日から起算して6営業日目から、販売会社において、受益者にお支払いします。

## 償還に関しては

### < 信託期間 >

平成15年8月8日から平成35年8月5日までとします。

ただし、委託会社は、一部解約により、ファンドの受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または10億口を下ることとなった場合等には、途中で信託を終了させることができます。

また、信託期間満了前に、信託期間の更新が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を更新することができます。なお、これらの場合において、あらかじめ、監督官庁に届出ます。

### < お手取額 >

償還価額から償還価額とお客様の個別元本との差額に対して所得税および地方税を差引いた額となります。償還価額が個別元本を下回っている場合には、税金はかかりません。

### < お支払開始日 >

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(休業日のときは翌営業日)から起算して5営業日目)から販売会社において、受益者にお支払いします。

## 運用状況を知るには

委託会社は、6ヵ月毎(毎年2月および8月の決算日を基準とします。)および償還時に、運用経過等を記載した運用報告書を作成し、かつ販売会社を經由して知られたる受益者に交付します。なお、当該運用報告書は委託会社等のホームページにおいても受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。

また、運用報告書を補完することを目的として、週次または月次に運用状況等を記載した情報提供資料を作成し、ホームページ等において受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。

## 費用と税金

お申込みからご換金・償還までの間に直接あるいは間接的にご負担いただく費用・税金は以下の通りです。

時期	項目	費用・税金		
直接負担	申込み時	申込手数料*	(手数料率) 申込口数に応じ、基準価額に対して	
			1億口未満の場合	上限3.15%(税抜3.00%)
			1億口以上5億口未満の場合	上限2.10%(税抜2.00%)
			5億口以上の場合	上限1.05%(税抜1.00%)
		(手数料率) 申込代金に応じ、基準価額に対して	1億円未満の場合	上限3.15%(税抜3.00%)
			1億円以上5億円未満の場合	上限2.10%(税抜2.00%)
			5億円以上の場合	上限1.05%(税抜1.00%)
		(手数料率) 申込金額に応じ、基準価額に対して	1億円未満の場合	上限3.15%(税抜3.00%)
			1億円以上5億円未満の場合	上限2.10%(税抜2.00%)
	5億円以上の場合		上限1.05%(税抜1.00%)	
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金に対して課税されます。		
換金時 (一部解約)	所得税および地方税	個別元本超過額に対して課税されます。		
	換金手数料	(かかりません) 0		
	信託財産留保額	基準価額に対して 0.5%		
償還時	所得税および地方税	個別元本超過額に対して課税されます。		
間接負担	保有時 (毎日)	信託報酬*	純資産総額に対して年1.6485%(税抜1.5700%)	
		監査費用*	純資産総額に対して年0.0042%(税抜0.0040%)	
		その他*	有価証券等の売買に関する費用・保管費用等	

\* 申込手数料、信託報酬、監査費用およびその他(国内において発生するものに限ります。)については、消費税等相当額を含みます。

\* 税制等が改正された場合等は、変更になる場合があります。

## 目 次

	頁
第一部 証券情報 .....	1
第二部 ファンド情報 .....	6
第1 ファンドの状況 .....	6
1. ファンドの性格 .....	6
2. 投資方針 .....	12
3. 投資リスク .....	30
4. 手数料等及び税金 .....	35
5. 運用状況 .....	40
6. 管理及び運営 .....	43
第2 ファンドの経理状況 .....	51
1. 財務諸表 .....	53
2. ファンドの現況 .....	65
第3 その他 .....	68
第4 内国投資信託受益証券事務の概要 .....	70
「エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）」	約款
「エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド」	約款

## 第一部 証券情報

### (1) ファンドの名称

エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）  
（以下「ファンド」といいます。）

### (2) 内国投資信託受益証券の形態等

無記名式の追加型証券投資信託受益証券（以下「受益証券」といいます。）です。  
格付けは取得していません。

### (3) 発行数

当初募集期間：500 億口を上限とします。  
継続募集期間：1,000 億円相当口を上限とします。

### (4) 発行価額の総額

当初募集期間：500 億円を上限とします。  
継続募集期間：1,000 億円を上限とします。

### (5) 発行価格

当初募集期間：受益証券 1 口当たり 1 円とします。

継続募集期間：取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額\*とします。

前記金額には下記の申込手数料（消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。）は含まれていません。

なお、原則として午後 3 時（半休日のときは午前 11 時）までに、取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の取得申込みとします。

\* 「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をそのときの受益権総口数で除した 1 口当たりの純資産価額をいいます。（ただし、便宜上 1 万口当たりに換算した価額で表示することがあります。）

基準価額は、組入れる有価証券等の値動き等により日々変動します。

基準価額の照会先は、「(9) 申込取扱場所」（以下「販売会社」といいます。）または以下の通りです。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

国際投信投資顧問株式会社( 信託契約に係る委託者であり、以下「委託会社」といいます。)

電話番号：0120-759311（フリーダイヤル）

03-3241-9105

（受付時間は委託会社の営業日の午前 9 時～午後 5 時（半休日のときは午前 9 時～正午））

ホームページ アドレス：<http://www.kokusai-am.co.jp>

## (6) 申込手数料

(手数料率) 申込口数に応じ、基準価額に対して	
1億口未満の場合	上限 3.15% (税抜 3.00%)
1億口以上5億口未満の場合	上限 2.10% (税抜 2.00%)
5億口以上の場合	上限 1.05% (税抜 1.00%)
(手数料率) 申込代金 <sup>*1</sup> に応じ、基準価額に対して	
1億円未満の場合	上限 3.15% (税抜 3.00%)
1億円以上5億円未満の場合	上限 2.10% (税抜 2.00%)
5億円以上の場合	上限 1.05% (税抜 1.00%)
(手数料率) 申込金額 <sup>*2</sup> に応じ、基準価額に対して	
1億円未満の場合	上限 3.15% (税抜 3.00%)
1億円以上5億円未満の場合	上限 2.10% (税抜 2.00%)
5億円以上の場合	上限 1.05% (税抜 1.00%)

申込口数、申込代金または申込金額に応じて、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、前記手数料率を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。申込手数料は消費税等相当額を含みます。

申込代金は、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が前記手数料率を上限として、それぞれ別に定める率を乗じて得た申込手数料(消費税等相当額を含みます。)を加えた額となります。

\* 1 「申込代金」とは、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た金額に、申込手数料(消費税等相当額を含みます。)を加算した金額をいいます。

\* 2 「申込金額」とは、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た金額をいいます。

償還金等をもってその支払いを行った販売会社でファンドを申込みの場合(以下「償還乗換え<sup>\*</sup>」といいます。 )には、申込手数料の中から当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額と元本のいずれか大きい額とします。)で取得する口数について無手数料で取扱う場合があります。

\* 償還乗換えとは、取得申込みの受付日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金(注)をもって、その支払いを行った販売会社でファンドを申込み場合をいいます。なお、償還乗換えの際に償還金等の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることがあります。

(注) 信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込みの受付日の属する月の前3ヵ月以内における受益証券の買取代金または一部解約金を含みます。

販売会社によっては、「エマージング・ソブリン・オープン(1年決算型)」からの乗換え(以下「スイッチング」といいます。)による取得申込みを取扱う場合があります。その場合の申込手数料は無手数料とします。ただし、スイッチングにより一部解約をす

るファンドは、信託財産留保額が差引かれ、個別元本超過額に対して課税されます。

「自動けいぞく投資コース」(販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。)

に係る収益分配金の再投資による取得申込みについても無手数料とします。

なお、申込手数料の照会先は、販売会社または委託会社となります。

## (7) 申込単位

収益分配金の受取方法により、2つのコースがあり、申込単位が異なります。(コースは、途中で変更することはできません。)

(当初元本1口=1円)

「分配金受取コース」(販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。)

1万口単位または1万円以上1円単位です。

「自動けいぞく投資コース」

1万円以上1円単位です。

なお、「自動けいぞく投資コース」について、販売会社によっては、定期引出契約\*を締結することができる場合があります。

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」(販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。)に関する契約\*を締結することができる場合があります。その場合は、当該契約で規定する申込単位となります。

\* 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合あるいは申込単位が異なる場合があります。(販売会社がスイッチングを取扱う場合、そのスイッチングによる取得申込みについては、販売会社が別に定める単位とします。)

なお、それぞれの販売会社の取扱いコースおよび申込単位の照会先は、当該販売会社または委託会社となります。

「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、1円単位とします。

## (8) 申込期間

当初募集期間：平成15年7月22日から平成15年8月7日まで

継続募集期間：平成15年8月8日から平成16年11月4日まで

ただし、取得の申込みの受付は、日本における販売会社の営業日に限り行われます。

ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行が休業日の場合には、申込みはできません。

\* 申込期間(継続募集期間)は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

## (9) 申込取扱場所

照会先は以下の通りです。

国際投信投資顧問株式会社

電話番号：0120-759311（フリーダイヤル）

03-3241-9105

（受付時間は委託会社の営業日の午前9時～午後5時（半休日のときは午前9時～正午））

ホームページ アドレス：<http://www.kokusai-am.co.jp>

## (10) 払込期日

### 当初募集期間

投資者は、当初募集期間中に申込代金（申込金額（1円×申込口数）に、申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した額）を販売会社に支払うものとします。

当初募集に係る申込金額の総額は、当初設定日に、販売会社により、委託会社である国際投信投資顧問株式会社の口座を経由して、三菱信託銀行株式会社（信託契約に係る受託者であり、以下「受託会社」といいます。）のファンドに係る口座に払込まれます。

### 継続募集期間

投資者は、申込代金（申込金額（取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額）に、申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した額）を販売会社が指定する期日までに払込むものとします。

申込金額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、委託会社である国際投信投資顧問株式会社の口座を経由して、受託会社である三菱信託銀行株式会社のファンドに係る口座に払込まれます。

## (11) 払込取扱場所

前記「(9) 申込取扱場所」に同じです。

申込代金は取得の申込みを行った販売会社へ払込むものとします。

## (12) 振替機関に関する事項

該当事項はありません。

## (13) その他

### 申込みの方法

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時（半休日のときは午前11時）までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の取得申込みとします。

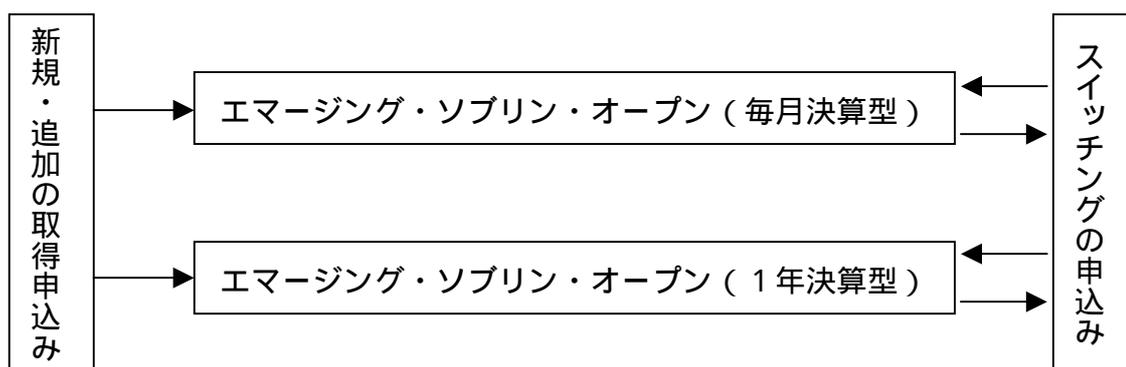
取得の申込みのときに「分配金受取コース」または「自動けいぞく投資コース」のどちらかを選択することとなります。（コースを途中で変更することはできません。）

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合には、初回の取得申込みのときに販売会社との間で、「自動けいぞく投資約款<sup>\*</sup>」に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）の締結等の諸手続きが必要となります。なお、取得する受益証券はすべて販売会社の保護預りとなり、混蔵保管されます。

<sup>\*</sup> 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

#### スイッチング

販売会社によっては、「エマージング・ソブリン・オープン（1年決算型）」との間のスイッチングを取扱う場合があります。



#### 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

#### その他留意事項

- a. 証券取引所における取引の停止、外国為替の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得の申込みの受付を取消す場合があります。
- b. 申込代金には利息をつけません。

## 第二部 ファンド情報

### 第1 ファンドの状況

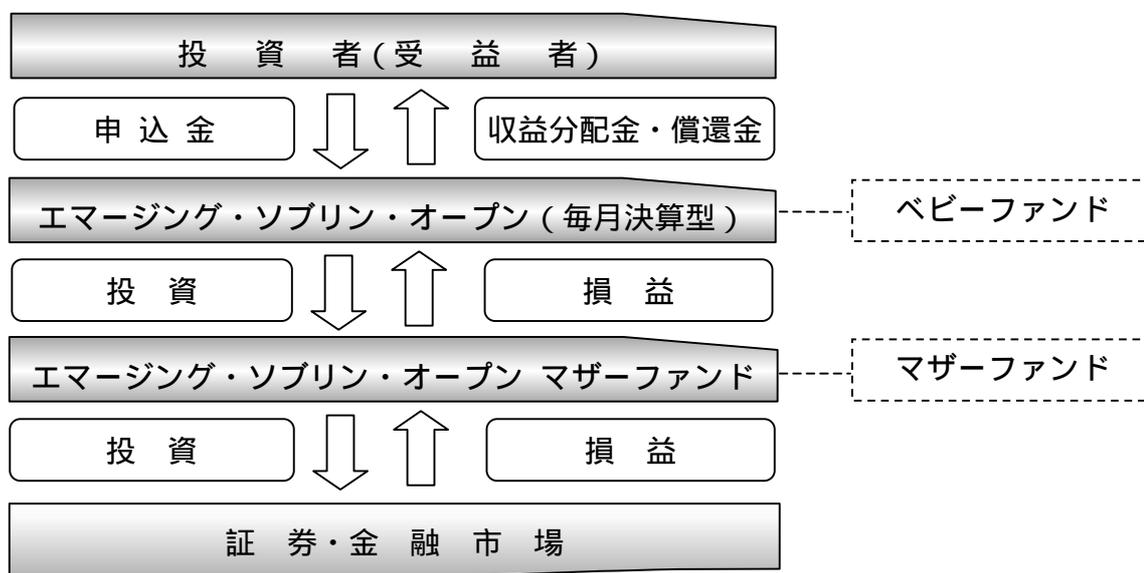
#### 1. ファンドの性格

##### (1) ファンドの目的及び基本的性格

ファンドの目的

ファミリーファンド方式\*により、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

\* ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。



信託金の限度額

1,000 億円です。

\* 信託金の限度額は、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

基本的性格

追加型株式投資信託です。

ファンドの特色

a. エマーシング・ソブリン・オープン マザーファンド(以下「親投資信託」または「マザーファンド」ということがあります。)受益証券を通じて運用を行い、エマーシング・カントリー\*<sup>1</sup>のソブリン債券\*<sup>2</sup>および準ソブリン債券\*<sup>3</sup>を主要投資対象とします。

\* 1 エマーシング・カントリーとは、一般的に、先進国と比較すると証券市場は未発達なものの、経済成長の著しい、あるいは可能性の高い新興諸国を指します。

- \* 2 ソブリン債券とは、各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。
- \* 3 準ソブリン債券とは、政府の出資率が50%を超えている企業の発行する債券とします。
  - (a) マザーファンド受益証券を通じて、エマージング・カントリーが発行する米国ドル建のソブリン債券を中心に投資を行います。(一部、ユーロ建の債券に投資する場合があります。)
  - (b) グローバルな視点からのファンダメンタルズ分析・クレジットリスク分析に基づく分散投資を基本とし、アクティブに運用します。
  - (c) ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の債券を中心に投資することを基本とします。
    - イ. プレディ債(エマージング・カントリーの政府が、1989年のプレディプランに基づいて発行し、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場で流通する債券をいいます。)
    - ロ. ユーロ債(米国ドル建・ユーロ建)。(プレディ債以外の債券で、エマージング・カントリーの政府または政府関連機関等が、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場において米国ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。)
    - ハ. 現地米国ドル建債・現地ユーロ建債(エマージング・カントリーの政府または政府関連機関等が、自国市場において米国ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。)
  - (d) ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の範囲内で行います。
    - イ. エマージング・カントリー単一国への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
    - ロ. ユーロ建資産への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
    - ハ. ソブリン債券以外への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の35%以内とします。
    - ニ. エマージング・カントリーの同一企業(政府関連機関を含みます。 )が発行する債券への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
    - ホ. エマージング・カントリーの現地通貨建資産への実質投資は、行いません。
  - (e) 一般的にエマージング・カントリーの発行する債券は格付けが低く、先進国等が発行する上位格付け債券と比較して、相対的に高い利回りとなる傾向があります。したがって、相対的に高い投資収益率が期待できる反面、デフォルト(債務不履行および支払遅延)が生じるリスクも高いと考えられます。

主要格付機関による格付けの表記方法

	M o o d y ' s 社	S & P 社	
高い信用力 ↑	A a a	A A A	投資適格債
	A a A	A A A	
格付け	B a a	B B B	
	B a B	B B B	
↓ 低い信用力	C a a	C C C	高利回り債
	C a	C C	(ハイイールド債)
	C	C D	

(f) J P モルガン E M B I グローバル・ダイバーシファイド(円換算)をベンチマークとします。

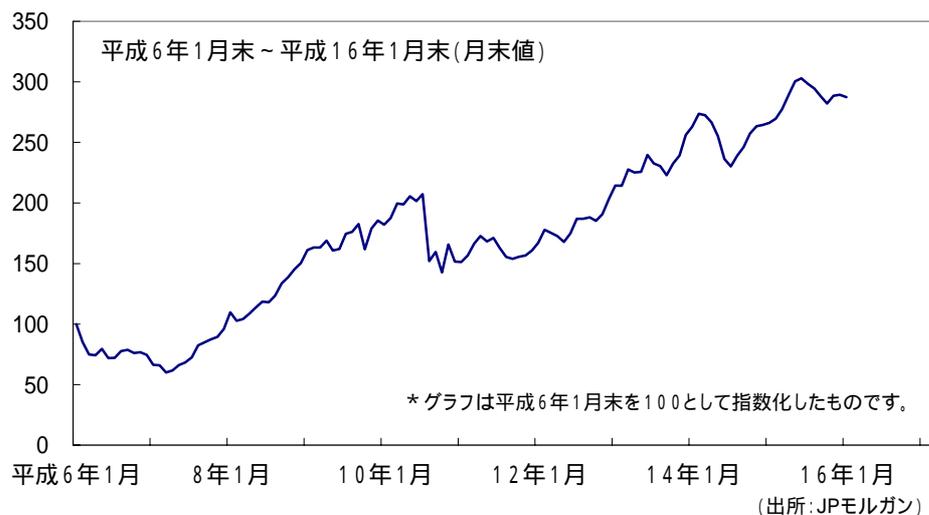
J P モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド(J P モルガン E M B I グローバル・ダイバーシファイド)は、J P モルガン社が算出する債券インデックスです。同インデックスは、エマージング・カントリーの国債を中心とした債券の投資総合収益を、指数化したものです。

ベンチマークは、同社が発表する米国ドル建指数を、委託会社が円換算します。平成 16 年 1 月末現在、同インデックス算出の対象となっている国々は以下の通りです。

なお、ファンドは、対象国以外のエマージング・カントリーに投資を行う場合があります。

中南米	アジア	欧州・中近東・アフリカ等
アルゼンチン	中国	ブルガリア
ブラジル	マレーシア	クロアチア
チリ	フィリピン	ハンガリー
コロンビア	韓国	ポーランド
ドミニカ共和国	タイ	ロシア
エクアドル		トルコ
エルサルバドル		ウクライナ
メキシコ		エジプト
パナマ		レバノン
ペルー		コートジボワール
ウルグアイ		モロッコ
ベネズエラ		ナイジェリア
		南アフリカ
		チュニジア

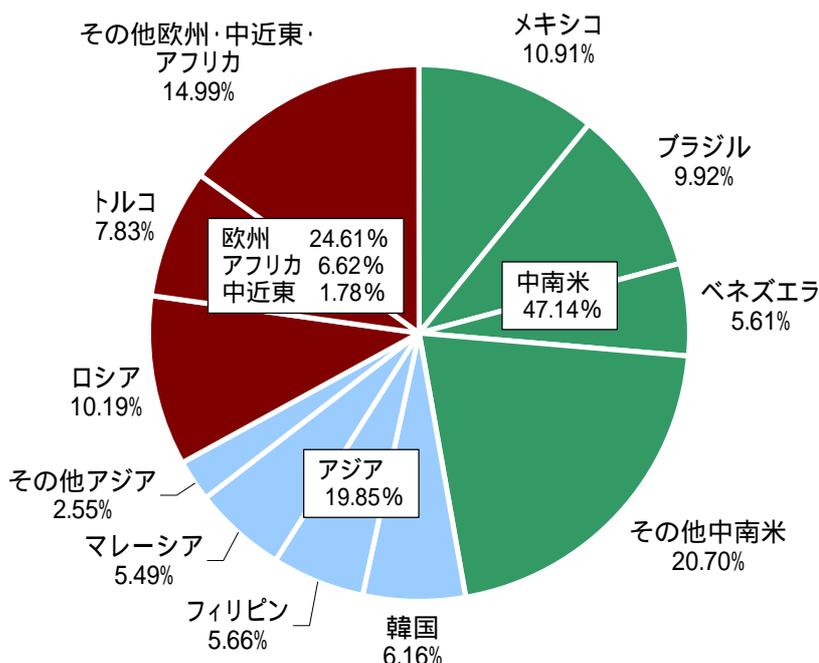
ＪＰモルガンＥＭＢＩグローバル・ダイバーシファイド（円換算）の推移



\* 上記のグラフはあくまでもインデックスの過去の推移であり、ファンドの将来の成果を約束するものではありません。

ＪＰモルガンＥＭＢＩグローバル・ダイバーシファイドは、ＪＰモルガン社が算出するインデックスであり、その著作権および知的財産所有権は同社に帰属します。同社が発表する米国ドル建指数を、対顧客電信売買相場の仲値を用いて委託会社が円換算しています。

ＪＰモルガンＥＭＢＩグローバル・ダイバーシファイドの国別構成比  
(平成16年1月末現在)



\* 上記の構成比はベンチマークの構成比であり、ファンドの構成比とは必ずしも一致しない可能性があります。

- (g) 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。  
ただし、米国ドル建資産以外の実質外貨建資産については、実質的に米国ドル建となるように為替取引を行う場合があります。
- (h) 重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、運用者の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。
- (i) 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。
- (j) 運用委託契約に基づき、ウェリントン・マネジメント・カンパニー・エルエルピーに運用の指図に関する権限の一部を委託します。また、マザーファンドの運用の指図に関する権限をウェリントン・マネジメント・カンパニー・エルエルピーに委託します。
- ウェリントン・マネジメント・カンパニー・エルエルピーは、1928年に創業した世界最古の運用機関の一つで、独立系運用専業会社として運用に特化する体制を維持しています。徹底した社内リサーチ能力を活用し、グローバルな視点から、エマージング債券の運用専任チームがポートフォリオ管理を行います。

b. 毎月決算を行い、収益の分配を行います。

毎月5日(休業日のときは翌営業日)に決算を行い、原則として収益分配方針に基づいて分配を行います。ただし、第1期の決算日は平成15年10月6日とします。

(a) 「分配金受取コース」

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目から支払います。

(b) 「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

c. 取得の申込単位は以下の通りです。

(当初元本1口 = 1円)

(a) 「分配金受取コース」

1万口単位または1万円以上1円単位です。

(b) 「自動けいぞく投資コース」

1万円以上1円単位です。

ただし、「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、1円単位とします。

なお、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合あるいは申込単位が異なる場合があります。

d. 信託期限は平成35年8月5日までです。

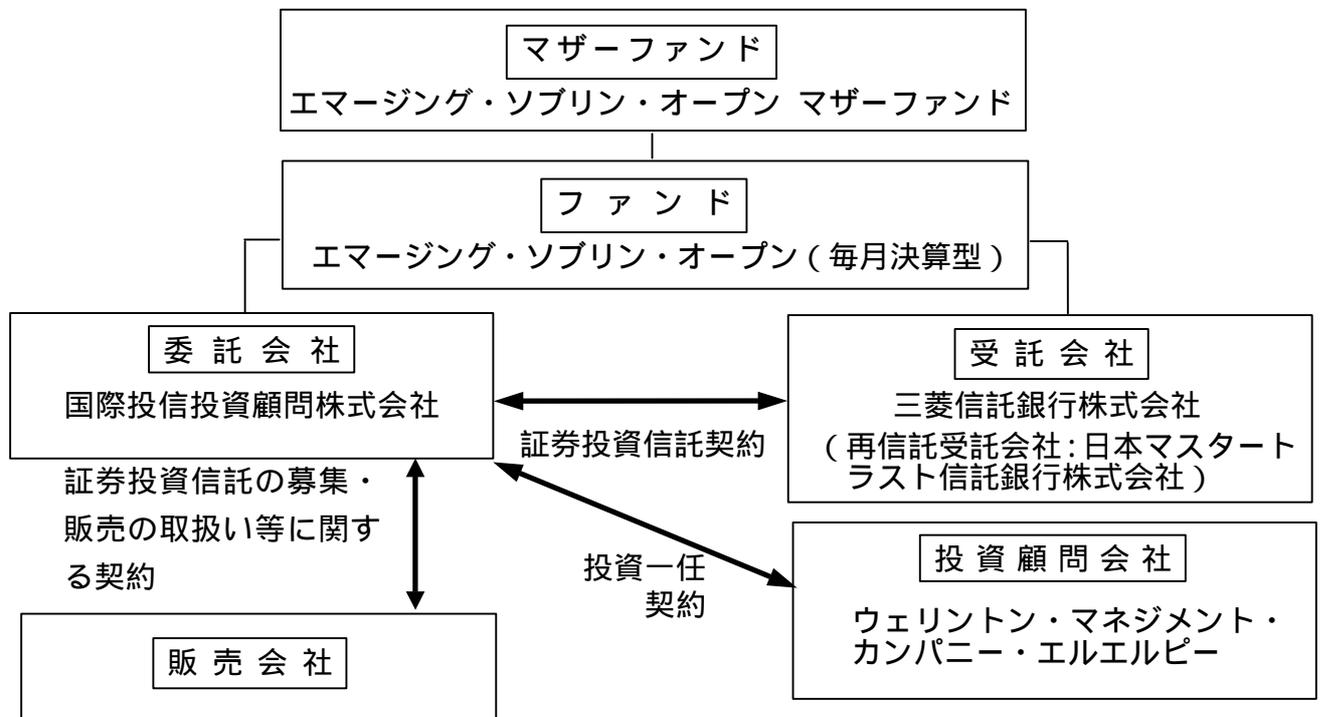
原則として、この期間はいつでも取得・換金のお申込みができます。(ただし、ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行が休業日の場合には、お申込みはできません。)

## (2) ファンドの沿革

平成 15 年 8 月 8 日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始

## (3) ファンドの仕組み

ファンドの仕組み



委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割

a. 委託会社 (国際投信投資顧問株式会社)

信託財産の運用指図、受益証券の発行等を行います。

b. 受託会社

(三菱信託銀行株式会社、再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

信託財産の管理業務等を行います。

c. 投資顧問会社 (ウェリントン・マネジメント・カンパニー・エルエルピー)

ファンドおよびマザーファンドの運用指図等を行います。

d. 販売会社

受益証券の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。

委託会社が関係法人と締結している契約の概要

a. 証券投資信託契約 (委託会社と受託会社との契約)

証券投資信託の運用の基本方針、運営方法ならびに委託会社、受託会社および受益者との権利義務関係ならびに受益証券の取扱い方法等が定められています。

b. 投資一任契約 (委託会社と投資顧問会社との契約)

運用指図に関する権限委託の内容およびこれに係る事務の内容ならびに投資顧問会

社が受ける報酬等が定められています。

- c. 証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約（委託会社と販売会社との契約）  
受益証券の募集・販売の取扱い、一部解約事務ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の受益者への支払いの取扱いに関する方法等が定められています。

#### 委託会社の概況

- a. 資本金（平成 16 年 1 月末現在）

26 億 8 千万円

- b. 沿革

昭和58年 3 月 国際投信委託株式会社設立

昭和59年12月 国際投資顧問株式会社設立

平成 9 年 7 月 両社の合併により国際投信投資顧問株式会社に商号変更

- c. 大株主の状況（平成 16 年 1 月末現在）

氏名または名称	住所	所有株式数	比率
国際土地建物株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 2 号	1,427 株	10.97%
株式会社野村総合研究所	東京都千代田区大手町二丁目 2 番 1 号	1,400 株	10.77%
三菱証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号	1,372 株	10.56%

## 2. 投資方針

### (1) 投資方針

#### 基本方針

ファミリーファンド方式により、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

#### 投資態度

- a. エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
- b. 親投資信託受益証券を通じて、エマージング・カンントリーが発行する米国ドル建のソブリン債券を中心に投資を行います。（一部、ユーロ建の債券に投資する場合があります。）
- c. グローバルな視点からのファンダメンタルズ分析・クレジットリスク分析に基づく分散投資を基本とし、アクティブに運用します。
- d. ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の債券を中心に投資することを基本とします。
- (a) プレディ債（エマージング・カンントリーの政府が、1989 年のプレディプランに基づいて発行し、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場で流通する債券をいいます。）

- (b) ユーロ債（米国ドル建・ユーロ建）。（ブレディ債以外の債券で、エマージング・カントリーの政府または政府関連機関等が、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場において米国ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。）
- (c) 現地米国ドル建債・現地ユーロ建債（エマージング・カントリーの政府または政府関連機関等が、自国市場において米国ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。）
- e. ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の範囲内で行います。
  - (a) エマージング・カントリー単一国への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
  - (b) ユーロ建資産への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
  - (c) ソブリン債券以外への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の35%以内とします。
  - (d) エマージング・カントリーの同一企業（政府関連機関を含みます。）が発行する債券への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
  - (e) エマージング・カントリーの現地通貨建資産への実質投資は、行いません。
- f. 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。  
ただし、米国ドル建資産以外の実質外貨建資産については、実質的に米国ドル建となるように為替取引を行う場合があります。
- g. 重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、運用者の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。
- h. 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。
- i. 運用委託契約に基づき、ウェリントン・マネジメント・カンパニー・エルエルピーに運用の指図に関する権限の一部を委託します。また、親投資信託の運用の指図に関する権限をウェリントン・マネジメント・カンパニー・エルエルピーに委託します。

運用の形態等

ファミリーファンド方式により運用を行います。

## (2) 投資対象

親投資信託受益証券を通じて、エマージング・カントリーのソブリン債券（国債、政府保証債等をいいます。）および準ソブリン債券（政府の出資比率が 50%を超えている企業の発行する債券をいいます。）を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類（約款第 15 条）

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a．有価証券
- b．有価証券指数等先物取引に係る権利
- c．有価証券オプション取引に係る権利
- d．外国市場証券先物取引に係る権利
- e．有価証券店頭指数等先渡取引に係る権利
- f．有価証券店頭オプション取引に係る権利
- g．有価証券店頭指数等スワップ取引に係る権利
- h．金銭債権（a．、i．およびk．に掲げるものに該当するものを除きます。）
- i．約束手形（証券取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項第 8 号に掲げるものを除きます。）
- j．金融先物取引等（金融先物取引法（昭和 63 年法律第 77 号）第 2 条第 9 項に規定する金融先物取引等をいいます。）に係る権利
- k．金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引またはこれに類似する取引であって、内閣府令で定めるもの（金融先物取引等を除きます。）に係る権利（b．からg．までに掲げるものに該当するものを除きます。）
- l．次に掲げるものを信託する信託の受益権（a．に掲げるものに該当するものを除きます。）
  - (a) 金銭（信託財産を主としてa．からk．に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限ります。）
  - (b) 有価証券
  - (c) 金銭債権

運用の指図範囲（約款第 16 条第 1 項）

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の一部の委託を受けたものを含みます。以下、これに関連する事項について同じ。）は、信託金を、主として国際投信投資顧問株式会社を委託会社とし、三菱信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託受益証券のほか、次の有価証券に投資することを指図します。

- a．転換社債の転換および新株予約権（商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券
- b．国債証券

- c . 地方債証券
- d . 特別の法律により法人の発行する債券
- e . 社債券および社債と同時に募集され割り当てられた新株予約権証券
- f . コマーシャル・ペーパー
- g . 外国または外国法人の発行する証券または証書で、 a . から f . までの証券または証書の性質を有するもの
- h . 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債権の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国法人の発行する証券または証書で、係る性質を有するものを含みます。）
- i . 外国法人の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付を業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの（以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。）
- j . 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- k . 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関または主として住宅の取得に必要な長期資金の貸付を業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権および外国法人に対する権利で同様の権利の性質を有するもの（以下「貸付債権信託受益権」といいます。）

a . の証券または証書および g . の証券または証書のうち、 a . の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、 b . から e . までの証券および g . の証券または証書のうち b . から e . までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。  
金融商品の指図範囲（約款第 16 条第 2 項）

委託会社は、信託金を、前記 の有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- a . 預金
- b . 指定金銭信託
- c . コール・ローン
- d . 手形割引市場において売買される手形

特別な場合の金融商品による運用（約款第 16 条第 3 項）

前記 の規定に係わらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記 の a . から d . までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象

- a . 先物取引等
- b . スワップ取引

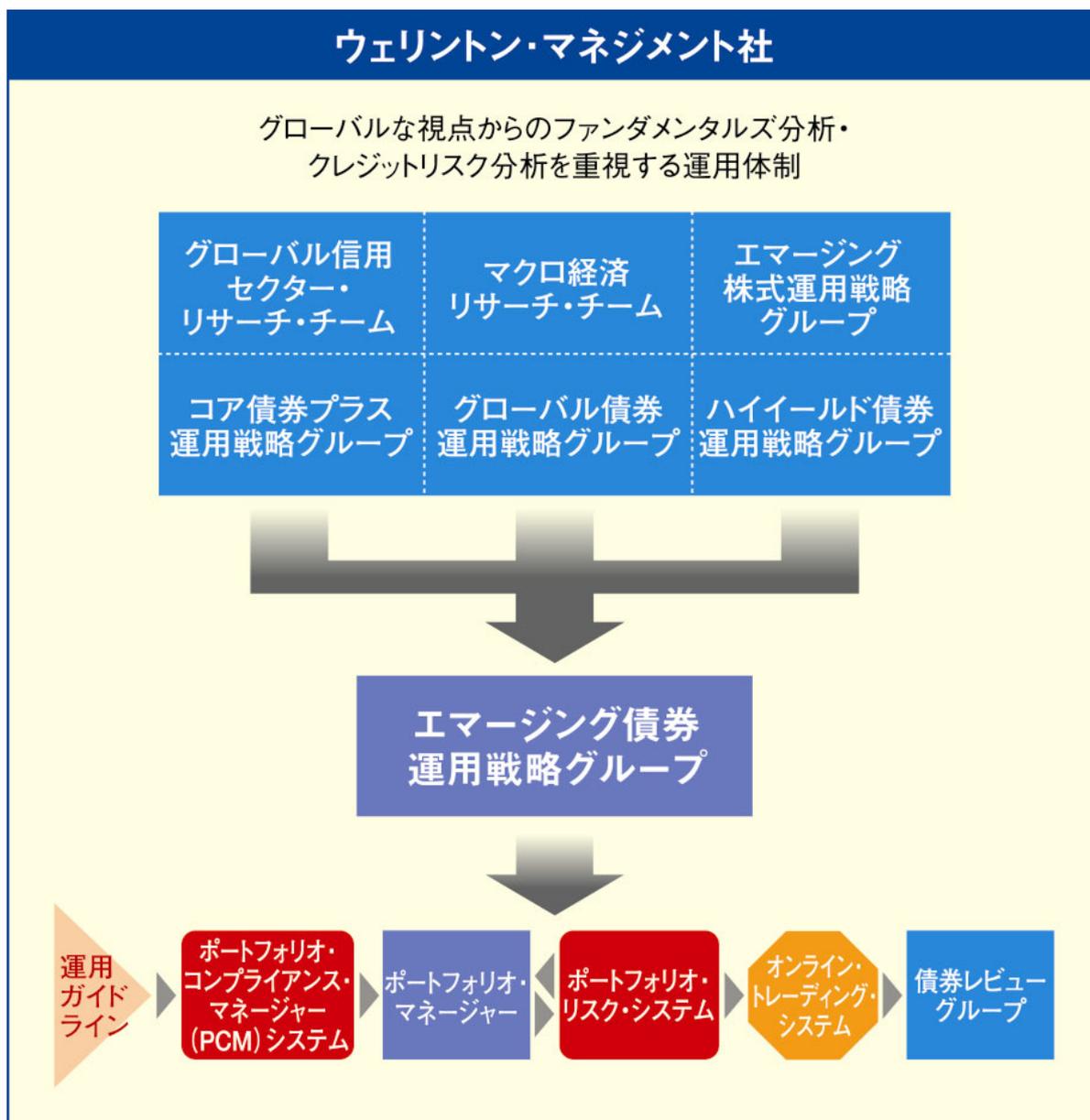
### (3) 運用体制

委託会社は、運用の指図に関する権限の全部または一部をウェリントン・マネジメント・カンパニー・エルエルピー（以下「ウェリントン・マネジメント社」といいます。）に委託します。

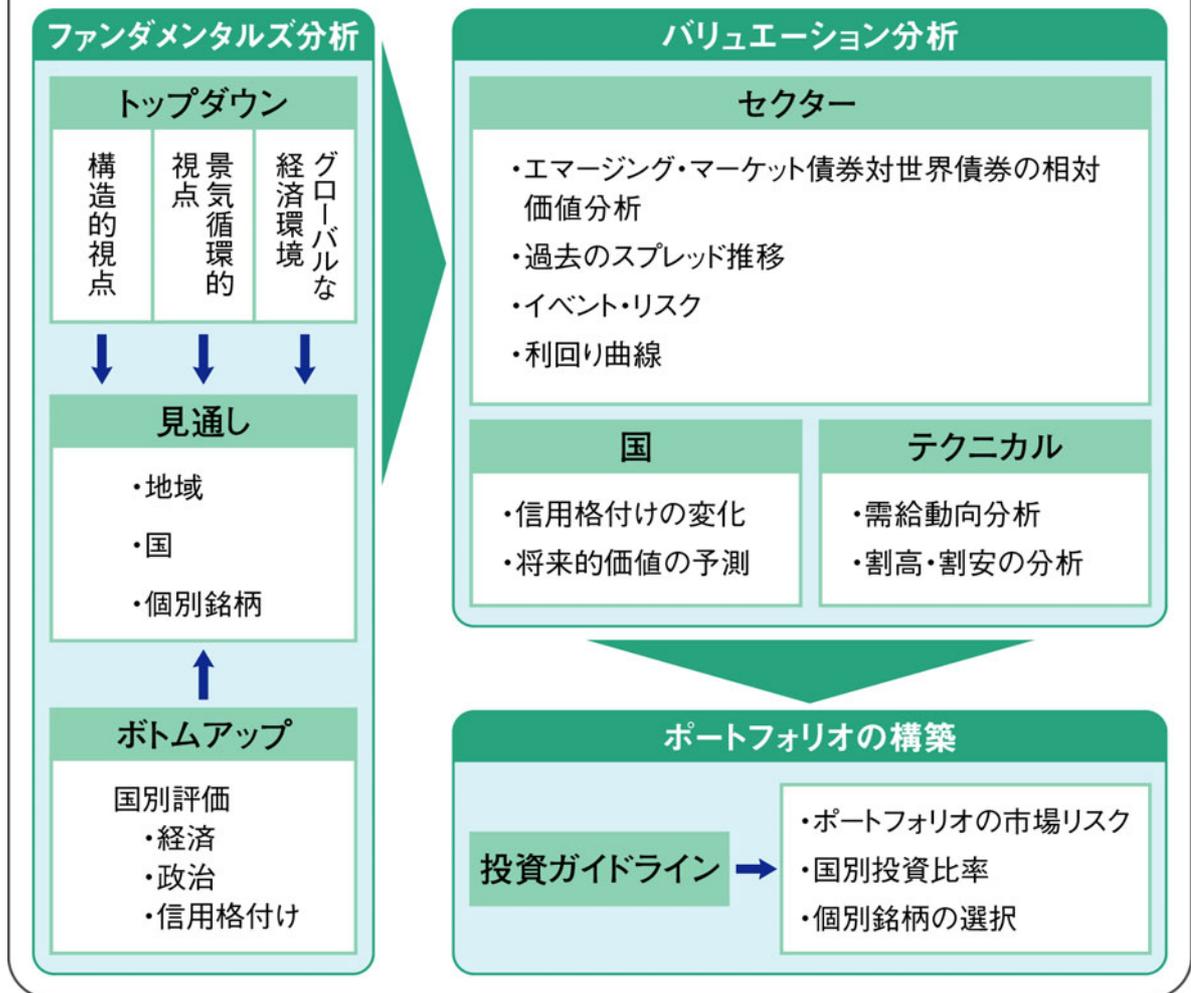
ウェリントン・マネジメント社および委託会社の運用体制は次の通りです。

ウェリントン・マネジメント社の運用体制

ファンドは、グローバルな視点からのファンダメンタルズ分析・クレジット分析を重視する運用体制で行います。



## 「エマージング債券運用戦略グループ」の投資意思決定プロセス



### 委託会社の運用体制

#### a . 債券運用部の役割

ウェリントン・マネジメント社の運用が、ファンドの運用ガイドラインを遵守して行われているかを日々チェックします。

#### b . コンプライアンス部の役割

ファンドの運用について、運用ガイドラインとの整合および法令等の遵守状況に関し、定期的にモニタリングします。

#### c . 審査部の役割

ファンドのパフォーマンス測定を定期的に行うと共に、パフォーマンス評価を随時行います。その評価結果については債券運用部および関係各部を通じてウェリントン・マネジメント社に通知することがあります。

\* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

#### (4) 分配方針

##### 収益分配方針

毎月5日（休業日のときは翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。ただし、第1期の決算日は平成15年10月6日とします。

##### (1) 分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

##### (2) 分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入を中心に分配金額を決定します。

##### (3) 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本的考え方に則した運用を行います。

##### 収益分配金の交付

##### a. 「分配金受取コース」

毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目）から販売会社において、受益者に支払います。

##### b. 「自動けいぞく投資コース」

税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

##### 収益の分配方式

##### a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

##### b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

#### (5) 投資制限

親投資信託への投資（約款 運用の基本方針 3. 投資制限 (1)）

親投資信託への投資割合は、制限を設けません。

株式への投資（約款 運用の基本方針 3. 投資制限 (2)）

株式への実質投資割合は、転換社債の転換および新株予約権（商法第341条ノ3第1項

第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

新株引受権証券等への投資(約款 運用の基本方針 3.投資制限(3))

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

外貨建資産への投資(約款 運用の基本方針 3.投資制限(8))

外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。

株式への投資制限(約款第16条第4項および第5項)

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

投資する株式の範囲(約款第19条)

委託会社が投資することを指図する株式は、証券取引所に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずるものとして取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

同一銘柄の株式への投資制限(約款第20条)

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第21条)

a. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。(以下同じ。)

(a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額と親投資信託の信託財産に属するヘッジ対象とする有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。

(b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、

ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。

- (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- b. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
  - (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
  - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
  - (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- c. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
  - (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
  - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額（以下（b）において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信

託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

- (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### スワップ取引の運用指図・目的・範囲（約款第22条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下c.において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。なお、信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- d. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款第23条）

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある

ものの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

有価証券の貸付の指図および範囲（約款第 24 条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を貸付時点において、貸付株式および貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する株式および公社債の額面金額を超えない範囲内で貸付の指図をすることができます。
- b. 限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第 25 条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図（約款第 26 条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、外国為替の売買の予約を指図することができます。なお、予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。また、限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

資金の借入れ（約款第 34 条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、資金の借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとし、資金借入額は当該有価証券等の売却等の代金の受取りの確定している資金の額の範囲内、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10% を限度とします。
- c. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

法令による投資制限

- a. 同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数を超えることとなる

場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないものとされています。

b. 先物取引等の評価損の制限（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 27 条第 1 項第 5 号）

委託会社は、投資信託財産の純資産総額に 100 分の 50 を乗じて得られる額が当該投資信託財産に係る次の (a) および (b) に掲げる額ならびに (c) および (d) に掲げる額の合計額を下回ることとなるにも係わらず、当該投資信託財産に係る有価証券先物取引等を行うことまたは継続することを受託会社に指図してはならないものとされています。

(a) 当該投資信託財産に係る先物取引等評価損

(b) 当該投資信託財産に係る有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定に係るものにおける原証券等の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使にともない発生すると見込まれる損失の額から当該オプションに係る帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの

(c) 当該投資信託財産をもって取得し現在保有している新株予約権を表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの

(d) 当該投資信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの

< 参考 >

(1) マザーファンドの投資方針

基本方針

高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

投資態度

a. エマージング・カンントリーが発行する米国ドル建のソブリン債券を中心に投資を行います。（一部、ユーロ建の債券に投資する場合があります。）

b. グローバルな視点からのファンダメンタルズ分析・クレジットリスク分析に基づく分散投資を基本とし、アクティブに運用します。

c. ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の債券を中心に投資することを基本とします。

(a) ブレディ債（エマージング・カンントリーの政府が、1989 年のブレディプランに基づいて発行し、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場で流通する債券をいいます。）

(b) ユーロ債（米国ドル建・ユーロ建）。（ブレディ債以外の債券で、エマージング・カンントリーの政府または政府関連機関等が、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場において米国ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいい

ます。)

- (c) 現地米国ドル建債・現地ユーロ建債(エマージング・カントリーの政府または政府関連機関等が、自国市場において米国ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。)
- d. ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の範囲内で行います。
  - (a) エマージング・カントリー単一国への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
  - (b) ユーロ建資産への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
  - (c) ソブリン債券以外への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の35%以内とします。
  - (d) エマージング・カントリーの同一企業(政府関連機関を含みます。)が発行する債券への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
  - (e) エマージング・カントリーの現地通貨建資産への投資は、行いません。
- e. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。  
ただし、米国ドル建資産以外の外貨建資産については、実質的に米国ドル建となるように為替取引を行う場合があります。
- f. 重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、運用者の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。
- g. 投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動向、残存期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。
- h. 運用委託契約に基づき、ウェリントン・マネジメント・カンパニー・エルエルピーに運用の指図に関する権限を委託します。

## (2) マザーファンドの投資対象

エマージング・カントリーのソブリン債券(国債、政府保証債等をいいます。)および準ソブリン債券(政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券をいいます。)を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類(約款第12条)

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

- a. 有価証券
- b. 有価証券指数等先物取引に係る権利
- c. 有価証券オプション取引に係る権利
- d. 外国市場証券先物取引に係る権利
- e. 有価証券店頭指数等先渡取引に係る権利

- f . 有価証券店頭オプション取引に係る権利
- g . 有価証券店頭指数等スワップ取引に係る権利
- h . 金銭債権 ( a .、 i .および k . に掲げるものに該当するものを除きます。 )
- i . 約束手形 ( 証券取引法 ( 昭和 23 年法律第 25 号 ) 第 2 条第 1 項第 8 号に掲げるものを除きます。 )
- j . 金融先物取引等 ( 金融先物取引法 ( 昭和 63 年法律第 77 号 ) 第 2 条第 9 項に規定する金融先物取引等をいいます。 ) に係る権利
- k . 金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引またはこれに類似する取引であって、内閣府令で定めるもの( 金融先物取引等を除きます。 ) に係る権利 ( b . から g . までに掲げるものに該当するものを除きます。 )
- l . 次に掲げるものを信託する信託の受益権 ( a . に掲げるものに該当するものを除きます。 )
  - ( a ) 金銭 ( 信託財産を主として a . から k . に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限り。 )
  - ( b ) 有価証券
  - ( c ) 金銭債権

運用の指図範囲 ( 約款第 13 条第 1 項 )

委託会社( 委託会社から運用の指図に関する権限の一部の委託を受けたものを含みます。以下、これに関連する事項について同じ。 ) は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

- a . 転換社債の転換および新株予約権 ( 商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限り。 ) の行使により取得した株券
- b . 国債証券
- c . 地方債証券
- d . 特別の法律により法人の発行する債券
- e . 社債券および社債と同時に募集され割り当てられた新株予約権証券
- f . コマーシャル・ペーパー
- g . 外国または外国法人の発行する証券または証書で、 a . から f . までの証券または証書の性質を有するもの
- h . 新株引受権証券 ( 分離型新株引受権付社債の新株引受権証券を含みます。 ) および新株予約権証券 ( 外国または外国法人の発行する証券または証書で、係る性質を有するものを含みます。 )
- i . 外国法人の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付を業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの ( 以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。 )
- j . 外国法人が発行する譲渡性預金証書

k . 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関または主として住宅の取得に必要な長期資金の貸付を業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権および外国法人に対する権利で同様の権利の性質を有するもの（以下「貸付債権信託受益権」といいます。）

a . の証券または証書および g . の証券または証書のうち、 a . の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、 b . から e . までの証券および g . の証券または証書のうち b . から e . までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲（約款第 13 条第 2 項）

委託会社は、信託金を、前記 の有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

a . 預金

b . 指定金銭信託

c . コール・ローン

d . 手形割引市場において売買される手形

特別な場合の金融商品による運用（約款第 13 条第 3 項）

前記 の規定に係わらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記 の a . から d . までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象

a . 先物取引等

b . スワップ取引

### (3) マザーファンドの投資制限

株式への投資（約款 運用の基本方針 3 . 投資制限 (1)）

株式への投資割合は、転換社債および新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものを転換したものに限り、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

新株引受権証券等への投資（約款 運用の基本方針 3 . 投資制限 (2)）

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

外貨建資産への投資（約款 運用の基本方針 3 . 投資制限 (7)）

外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。

株式への投資制限（約款第 13 条第 4 項）

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

投資する株式の範囲（約款第 16 条）

委託会社が投資することを指図する株式は、証券取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずるものとして取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当に

より取得する株式については、この限りではありません。

同一銘柄の株式への投資制限（約款第 17 条）

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

先物取引等の運用指図・目的・範囲（約款第 18 条）

- a . 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）
  - (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
  - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。
  - (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5 % を上回らない範囲内とします。
- b . 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
  - (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
  - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。
  - (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5 % を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5 % を上回らない範囲内とします。
- c . 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

- (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
- (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額（以下（b）において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建て資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建て資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建て組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建て組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建て資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建て組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
- (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### スワップ取引の運用指図・目的・範囲（約款第19条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- d. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款第20条）

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

#### 有価証券の貸付の指図および範囲（約款第 21 条）

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を、貸付時点において、貸付株式および貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する株式および公社債の額面金額を超えない範囲内で貸付の指図をすることができます。
- b . 限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c . 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第 22 条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 外国為替予約の指図（約款第 23 条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する外貨建資産について、外国為替の売買の予約を指図することができます。なお、予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。また、限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### 法令による投資制限

- a . 同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないものとされています。

- b . 先物取引等の評価損の制限（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 27 条第 1 項第 5 号）

委託会社は、投資信託財産の純資産総額に 100 分の 50 を乗じて得られる額が当該投資信託財産に係る次の (a) および (b) に掲げる額ならびに (c) および (d) に掲げる額の合計額を下回ることも係わらず、当該投資信託財産に係る有価証券先物取引等を行うことまたは継続することを受託会社に指図してはならないものとされています。

(a) 当該投資信託財産に係る先物取引等評価損

(b) 当該投資信託財産に係る有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定に係るものにおける原証券等の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使にともない発生すると見込まれる

損失の額から当該オプションに係る帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの

(c) 当該投資信託財産をもって取得し現在保有している新株予約権を表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの

(d) 当該投資信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの

\* 平成 16 年 1 月末現在、「エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）」以外で「エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド」に投資を行っている他のファンド（投資を行う予定の他のファンドを含みます。）は以下の通りです。また、今後も「エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド」に投資する他のファンドが設定される場合があります。

「エマージング・ソブリン・オープン（1年決算型）」

「エマージング・ソブリン・ファンド」

### 3. 投資リスク

#### (1) ファンドおよびマザーファンドのリスク

ファンドおよびマザーファンドが有する主なリスクおよび留意点は以下の通りです。  
（主なリスクおよび留意点であり、以下に限定されるものではありません。）

組入れられた有価証券等（外国証券には為替リスクもあります。）の値動きにより、基準価額は変動します。これらの運用による損益は、すべて受益者に帰属します。したがって元本が保証されているものではありません。

#### 為替変動リスク

外貨建の債券を主要投資対象としますので、投資している国の通貨が円に対して強く（円安に）なれば基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なれば基準価額の下落要因となります。

#### 金利変動リスク

投資している国の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、基準価額の変動要因となります。

ファンドは米国ドル建債券を中心に投資を行うため、特に米国金利の変動に影響を受けますが、エマージング・カントリーの金利等の影響を受ける場合もあります。

金利変動に伴う債券価格の変動は、デュレーション\*が長いほど大きくなります。

\* デュレーションとは、「債券の平均回収期間」および「金利変動に対する債券価格の変動性」を意味します。

#### 信用リスク（デフォルト・リスク）

発行国の債務返済能力等の変化等による格付け（信用度）の変更や変更の可能性などにより債券価格が大きく変動し、基準価額も大きく変動する場合があります。

一般に、エマージング・カントリーの発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト（債務不履行および支払遅延）が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。

#### カントリー・リスク

債券の発行国の政治や経済、社会情勢等の変化（カントリー・リスク）により金融・証券市場が混乱して、債券価格が大きく変動する可能性があります。

エマージング・カントリーのカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

- a．先進国と比較して経済状況が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率などの経済状況が著しく変化する可能性があります。
- b．政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化、海外からの投資規制導入等の可能性があります。
- c．海外との資金移動の規制導入等の可能性があります。
- d．先進国と比較して情報開示に係わる制度や慣習等が異なる場合があります。

この結果、エマージング・カントリー債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

#### 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量などの状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。

一般的に、エマージング・カントリー債券は、高格付けの債券と比較して市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買ができない可能性があります。

#### ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、基準価額が変動することがあります。

#### ベンチマークについての留意点

「JPMorgan EMBI グローバル・ダイバーシファイド(円換算)」をベンチマークとしますが、ファンドがベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。また、当該ベンチマークが下落（上昇）する局面では、通常、ファンドの基準価額も下落（上昇）します。

#### 運用指図の権限委託に関わる留意点

委託会社は、運用の権限委託を受けた者が、法律に違反した場合、ファンドの信託約款に違反した場合、故意または重大な過失により信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等には、この委託を中止または委託の内容を変更することができます。また、運用の権限委託を受けた者は、この権限の受託を中止することができます。

なお、前記による中止の場合、委託会社は、新たに同等の能力を有すると認められる第三者に運用の指図に関する権限を委託すること、およびファンドの名称を変更すること

ができます。

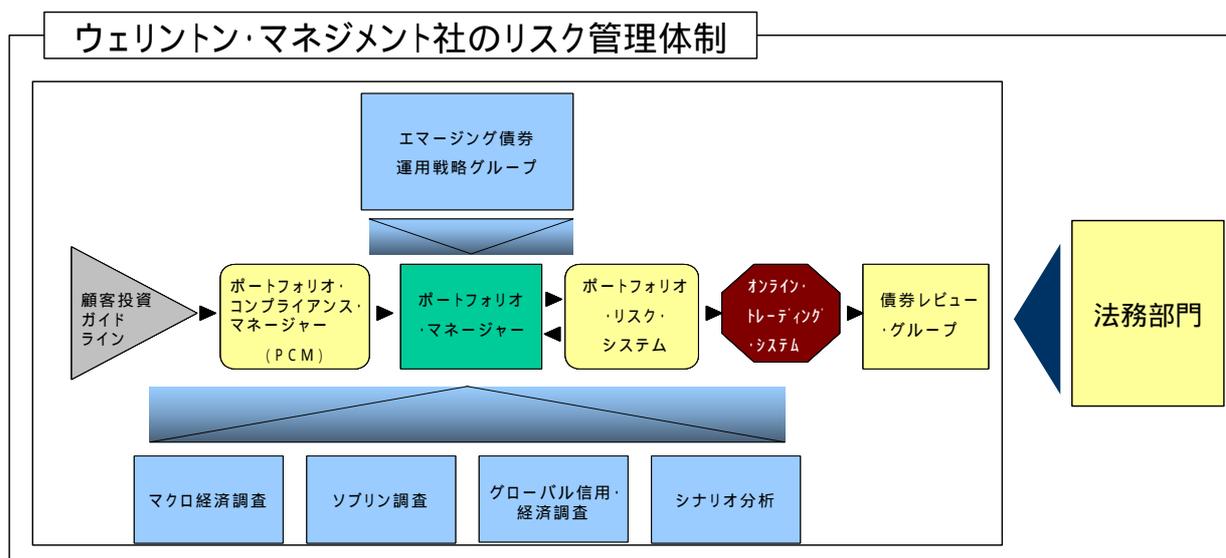
その他の主な留意点

- a. 受益者によるファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合には、解約資金を手当てするために保有債券を大量に売却しなければならないことがあります。その結果、ファンドの基準価額が大きく変動することがあります。
- b. 受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または10億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- c. 計算期末に、基準価額水準に応じて、別に定める分配方針により分配を行います。ただし、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。
- d. 法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。

## (2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社は、運用の指図に関する権限をウェリントン・マネジメント社に委託します。

ウェリントン・マネジメント社および委託会社では、ファンドの運用ガイドラインの遵守状況およびファンドの運用に係るリスクを多面的に管理します。



### ウェリントン・マネジメント社におけるリスク管理体制

ウェリントン・マネジメント社では、コンプライアンスおよびポートフォリオ管理をポートフォリオ運用プロセスの重要な一部と位置づけており、ポートフォリオ・マネジメント部門、債券レビュー・グループ、法務部門の3部門が関与します。

#### a. ポートフォリオ・マネジメント部門

ポートフォリオ・マネジメント・グループは、すべての取引を執行する前に各取引に含まれるリスクを検証します。各取引は個別にチェックが行われるだけでなく、既存ポートフォリオに与える影響についても検討され、取引執行後のポートフォリオが運用ガイドラインのリスク許容度の範囲内であるか、各運用戦略グループの方針と合致しているかを確認します。このプロセスにより、ポートフォリオ・マネジメント・グループは運用ガイドラインに抵触する恐れのある取引を執行前に把握することが可能となります。

ウェリントン・マネジメント社では、ポートフォリオ・マネジメント・グループによる管理に加え、イントラネットをベースに、独自の最先端技術を用いたコンプライアンス管理システム、「ポートフォリオ・コンプライアンス・マネジャー」（以下「PCM」といいます。）を導入しています。PCMはコンプライアンス管理において重要な二つの機能を有しています。まず、PCMは各取引執行前にポートフォリオ・レベルで運用ガイドラインへの抵触がないかを検証します。このPCMによる検証は、前記のポートフォリオ・マネジメント・グループによる取引前のチェックに追加して行います。次に、PCMはポートフォリオの保有銘柄の検証を日々行い、運用ガイドラインが遵守されていることを確認します。

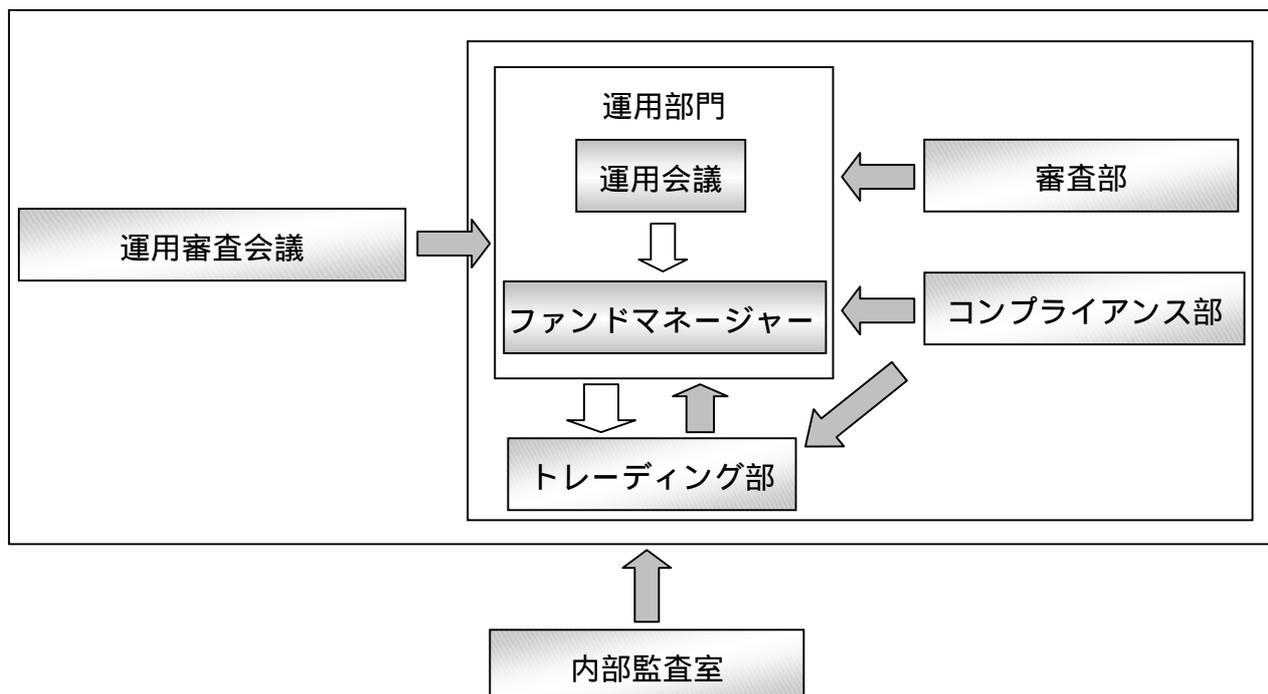
b. 債券レビュー・グループ

債券レビュー・グループは毎月会合を開催し、投資目標、制約条件といった「運用ガイドライン」と整合が取れた運用が行われているか、各運用戦略グループの投資戦略に則って運用されているかを検証します。

c. 法務部門

法務部門は、契約書の見直し、個人取引の規制、ウェリントン・マネジメント社独自の倫理規定の整備を行います。

委託会社のリスク管理体制図



委託会社におけるリスク管理体制

運用部門から独立した部門において、多面的にファンドの投資リスク管理を行っています。

a. 債券運用部

運用ガイドラインとの整合性のチェックを行います。

b . 審査部

価格変動リスクの観点からファンドのリスク特性、特にトータル・リスクおよびベンチマーク対比のリスクの監視等を行います。また、特定のファンドに対して詳細分析を実施し、運用プロセスも含めたファンドの総合評価も実施します。毎月開催される「運用審査会議」において、評価および分析の結果を報告し、必要な改善策を提言します。

c . コンプライアンス部

法令等遵守状況（組入制限、デリバティブ取引等の建玉制限、ロスカットルール、価格形成等）および運用リスク（信用格付、投資適格要件等）の管理を行います。

d . 内部監査室

委託会社のすべての業務から独立した立場より、社内各部門の業務に付随するリスクに対して分析を行うとともに、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、問題点のチェックならびに改善策の提案等を通して、各リスク管理機能の維持をはかります。

- \* この他に取締役会の諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置しています。当委員会は、取締役会に対して信託財産に係る運用リスクについてのモニタリング結果の報告その他コンプライアンス上重要な個別案件に関する審議内容または対応策もしくは改善策の検討内容についての報告または提言を行っています。

- \* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

#### 4. 手数料等及び税金

取得から換金・償還までの間に直接あるいは間接的に負担となる費用・税金は以下の通りです。

時期	項目	費用・税金		
直接負担	申込み時	申込手数料* <sup>1</sup>	(手数料率) 申込口数に応じ、基準価額に対して 1億口未満の場合 上限 3.15%( 税抜 3.00% ) 1億口以上 5億口未満の場合 上限 2.10%( 税抜 2.00% ) 5億口以上の場合 上限 1.05%( 税抜 1.00% )	
			(手数料率) 申込代金に応じ、基準価額に対して 1億円未満の場合 上限 3.15%( 税抜 3.00% ) 1億円以上 5億円未満の場合 上限 2.10%( 税抜 2.00% ) 5億円以上の場合 上限 1.05%( 税抜 1.00% )	
			(手数料率) 申込金額に応じ、基準価額に対して 1億円未満の場合 上限 3.15%( 税抜 3.00% ) 1億円以上 5億円未満の場合 上限 2.10%( 税抜 2.00% ) 5億円以上の場合 上限 1.05%( 税抜 1.00% )	
	収益分配時	所得税および地方税	普通分配金に対して課税* <sup>2</sup> されます。	
	換金時 (一部解約)	所得税および地方税	個別元本超過額に対して課税* <sup>2</sup> されます。	
		換金手数料	(かかりません) 0	
		信託財産留保額	基準価額に対して 0.5%	
	償還時	所得税および地方税	個別元本超過額に対して課税* <sup>2</sup> されます。	
	間接負担	保有時 (毎日)	信託報酬* <sup>1</sup>	純資産総額に対して年 1.6485% ( 税抜 1.5700% )
			監査費用* <sup>1</sup>	純資産総額に対して年 0.0042% ( 税抜 0.0040% )
その他* <sup>1</sup>			有価証券等の売買に関する費用・保管費用等	

\* 1 申込手数料、信託報酬、監査費用およびその他(国内において発生するものに限ります。)については、消費税等相当額を含みます。

\* 2 課税の取扱いについては、「(5) 課税上の取扱い」を参照してください。

\* 3 税制等が改正された場合等は、変更になる場合があります。

## (1) 申込手数料

(手数料率) 申込口数に応じ、基準価額に対して	
1億口未満の場合	上限 3.15% (税抜 3.00%)
1億口以上5億口未満の場合	上限 2.10% (税抜 2.00%)
5億口以上の場合	上限 1.05% (税抜 1.00%)
(手数料率) 申込代金 <sup>*1</sup> に応じ、基準価額に対して	
1億円未満の場合	上限 3.15% (税抜 3.00%)
1億円以上5億円未満の場合	上限 2.10% (税抜 2.00%)
5億円以上の場合	上限 1.05% (税抜 1.00%)
(手数料率) 申込金額 <sup>*2</sup> に応じ、基準価額に対して	
1億円未満の場合	上限 3.15% (税抜 3.00%)
1億円以上5億円未満の場合	上限 2.10% (税抜 2.00%)
5億円以上の場合	上限 1.05% (税抜 1.00%)

申込口数、申込代金または申込金額に応じて、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、前記手数料率を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。申込手数料は消費税等相当額を含みます。

申込代金は、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が前記手数料率を上限として、それぞれ別に定める率を乗じて得た申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加えた額となります。

\* 1 「申込代金」とは、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た金額に、申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した金額をいいます。

\* 2 「申込金額」とは、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た金額をいいます。

償還金等をもってその支払いを行った販売会社でファンドを申込みの場合（以下「償還乗換え<sup>\*</sup>」といいます。）には、申込手数料の中から当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額と元本のいずれか大きい額とします。）で取得する口数について無手数料で取扱う場合があります。

\* 償還乗換えとは、取得申込みの受付日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金(注)をもって、その支払いを行った販売会社でファンドを申込み場合をいいます。なお、償還乗換えの際に償還金等の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることがあります。

(注) 信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込みの受付日の属する月の前3ヵ月以内における受益証券の買取代金または一部解約金を含みます。

販売会社によっては、「エマージング・ソブリン・オープン（1年決算型）」からの乗換え（以下「スイッチング」といいます。）による取得申込みを取扱う場合があります。その場合の申込手数料は無手数料とします。ただし、スイッチングにより一部解約をす

るファンドは、信託財産留保額が差引かれ、個別元本超過額に対して課税されます。

「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについても無手数料とします。

なお、申込手数料の照会先は、販売会社または委託会社となります。

## (2) 換金（解約）手数料

かかりません。

ただし、信託財産留保額として、一部解約の受付日の翌営業日の基準価額の0.5%が差引かれます。（販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の一部解約についても同様とします。）

## (3) 信託報酬等

a．信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.6485%（税抜1.5700%）の率を乗じて得た額とします。

b．信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

信託報酬の平成16年1月末現在の料率、支払先および配分は、以下の通りです。

信託報酬率	委託会社	販売会社	受託会社
年1.6485% (税抜1.5700%)	年0.9450% (税抜0.9000%)	年0.6300% (税抜0.6000%)	年0.0735% (税抜0.0700%)

委託会社の報酬には、投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。

当該投資顧問報酬は、委託会社が受ける報酬から毎計算期末または信託終了のとき支弁するものとし、その報酬額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に、ファンドの純資産総額とエマージング・ソブリン・オープン（1年決算型）およびエマージング・ソブリン・ファンドの純資産総額とを合算した額に応じて段階的に定める次に掲げる率を乗じて得た額とします。

100億円以下の部分に対して 0.5775%（税抜0.5500%）

100億円超300億円以下の部分に対して 0.5250%（税抜0.5000%）

300億円超500億円以下の部分に対して 0.4725%（税抜0.4500%）

500億円超1,000億円以下の部分に対して 0.4200%（税抜0.4000%）

1,000億円超の部分に対して 0.3675%（税抜0.3500%）

\* 信託報酬は消費税等相当額を含みます。

## (4) その他の手数料等

信託事務の諸費用等

a．信託財産に関する租税、会計監査費用（消費税等相当額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

b．信託財産に係る会計監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率（年0.0042%（税抜0.0040%））

を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。信託財産の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産中から支弁します。

#### 資金の借入れ

一部解約金の支払資金に不足額が生じて資金借入れの指図をする場合は、借入金の利息は信託財産中より支弁します。

### (5) 課税上の取扱い

#### 個人の受益者に対する課税

##### a . 平成 16 年 1 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

###### ( a ) 収益分配金に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金について、10%（所得税 7 % および地方税 3 % ）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い総合課税を選択することもできます。

また、収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

###### ( b ) 一部解約時および償還時の課税

一部解約時および償還時の一部解約金および償還金が個別元本を上回っている場合にはその超過額について、10%（所得税 7 % および地方税 3 % ）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い総合課税を選択することもできます。

一部解約時および償還時の一部解約金および償還金が個別元本を下回っている場合には、確定申告を行うことにより当該損金額を株式等の譲渡益から差引くこと（損益通算）が可能となります。なお、譲渡益を上回る損金額の翌年への繰越しはできません。

##### b . 平成 20 年 4 月 1 日から

前記「 a . 平成 16 年 1 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで」に記載の 10% の源泉徴収税率が 20%（所得税 15% および地方税 5 % ）となります。その他の記載については前記と同様の取扱いとなります。

#### 法人の受益者に対する課税

##### a . 平成 16 年 1 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税はかかりません。また、源泉徴収された税額については税額控除制度が適用されます。

なお、収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

b . 平成 20 年 4 月 1 日から

前記「 a . 平成 16 年 1 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで」に記載の 7 %の源泉徴収税率が 15% ( 所得税 ) となります。その他の記載については前記と同様の取扱いとなります。

個別元本について

- a . 受益者毎の信託時の受益証券の価額等 ( 申込手数料 ( 消費税等相当額を含みます。 ) は含まれていません。 ) が当該受益者の元本 ( 個別元本 ) にあたります。
- b . 受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c . 保護預りでない受益証券および記名式受益証券については、各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- d . 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」 ( 受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分 ) の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際は、

- a . 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- b . 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

\* 税制が改正された場合等は、前記の内容が変更になることがあります。

## 5. 運用状況

### (1) 投資状況

(2004年2月27日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	7,914,805,616	99.92
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		6,312,392	0.08
合計(純資産総額)		7,921,118,008	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### (参考) エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド 投資状況

(2004年2月27日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)	
公社債		8,710,898,918	94.59	
国債証券	マレーシア	235,595,303	2.56	
	フィリピン	442,283,812	4.80	
	アルゼンチン	187,287,374	2.03	
	メキシコ	673,216,430	7.30	
	ブラジル	982,483,951	10.67	
	チリ	43,848,000	0.48	
	韓国	46,213,051	0.50	
	トルコ	700,391,458	7.61	
	エクアドル	265,526,496	2.88	
	コロンビア	577,433,062	6.27	
	ペルー	361,660,769	3.93	
	南アフリカ	286,649,448	3.11	
	トリニダードトバゴ	87,288,717	0.95	
	ウルグアイ	114,114,420	1.24	
	ベネズエラ	304,121,098	3.30	
	ロシア	1,204,218,218	13.08	
	グアテマラ	61,672,105	0.67	
	コスタリカ	39,180,303	0.43	
	ブルガリア	229,621,699	2.49	
	エルサルバドル	192,443,510	2.09	
	パナマ	311,427,679	3.38	
	ウクライナ	273,488,495	2.97	
	小計	7,620,165,398	82.74	
	特殊債券	マレーシア	185,774,196	2.02
		メキシコ	220,485,389	2.39
		チリ	150,050,536	1.63
		韓国	333,069,550	3.62
チュニジア		81,036,585	0.88	
ベネズエラ		120,317,264	1.31	
小計		1,090,733,520	11.85	
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		498,681,320	5.41	
合計(純資産総額)		9,209,580,238	100.00	

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

その他の資産として下記の通り為替予約取引を利用しております。

(2004年2月27日現在)

取引所	種類/名称等	簿価 (円)	時価 (円)	投資比率 (%)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建			
	アメリカ・ドル	184,221,423	189,459,311	2.05
	ユ - 口	5,481,944	5,584,200	0.06
	売建			
	アメリカ・ドル	5,466,425	5,626,260	0.06
	ユ - 口	135,472,769	139,858,339	1.51

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

原則として、計算日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。

## (2) 運用実績

純資産の推移

2004年2月27日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (百万円)		基準価額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間(2004年2月5日)	7,450	7,644	9,599	9,849
2003年8月末日	6,046		9,977	
2003年9月末日	6,491		9,764	
2003年10月末日	6,628		9,544	
2003年11月末日	6,962		9,739	
2003年12月末日	7,267		9,757	
2004年1月末日	7,476		9,682	
2004年2月末日	7,921		9,979	

(注1) 分配付純資産額は、各特定期間末の元本額に、各特定期間(6ヵ月毎)に支払われた一口当たりの分配金額を乗じて算出しております。

(注2) 基準価額は1単位(1万口)当たりの純資産額です。

分配の推移

	計算期間	1万口当たりの分配 金 (円)
第1特定期間	自2003年8月8日 至2004年2月5日	250

### 収益率の推移

	計算期間	収益率 (%)
第1特定期間	自2003年8月8日 至2004年2月5日	1.5
	自2004年2月6日 至2004年2月27日	4.0

(注) 収益率とは、各特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落）を基準とした、各特定期間末の基準価額（分配付）の上昇（または下落）率をいいます。  
 なお、第1特定期間の収益率は、額面価額を基準に算出しています。

### (3) 設定及び解約の実績

下記特定期間中の設定及び解約の実績ならびに当該特定期間末の発行済口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済口数 (口)
第1特定期間	自2003年8月8日 至2004年2月5日	8,098,864,359	337,186,009	7,761,678,350
	自2004年2月6日 至2004年2月27日	361,213,986	185,175,259	7,937,717,077

(注) 設定口数には当初募集期間の設定口数を含んでおります。

## 6. 管理及び運営

### (1) 資産管理等の概要

#### 資産の評価

##### a. 基準価額の算出方法

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。）

\* 基準価額 = 純資産総額 ÷ 受益権総口数

##### b. 基準価額の算出頻度

委託会社の毎営業日において算出されます。

##### c. 基準価額の照会方法

基準価額の照会先は、販売会社または以下の通りです。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

国際投信投資顧問株式会社

電話番号：0120-759311（フリーダイヤル）

03-3241-9105

（受付時間は委託会社の営業日の午前9時～午後5時（半休日のときは午前9時～正午））

ホームページ アドレス：<http://www.kokusai-am.co.jp>

#### 申込（販売）手続等

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時（半休日のときは午前11時）までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の取得申込みとします。

ただし、ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行が休業日の場合には、取得の申込みはできません。

ニューヨーク証券取引所およびニューヨークの銀行の休業日一覧  
(平成16年3月～平成16年11月)

平成16年4月9日	グッド・フライデー
平成16年5月31日	メモリアル・デー
平成16年7月5日	独立記念日
平成16年9月6日	レイバー・デー
平成16年10月11日	コロンブス・デー
平成16年11月11日	復員軍人の日
平成16年11月25日	感謝祭

ロンドンの銀行の休業日一覧(平成16年3月～平成16年11月)

平成16年4月9日	グッド・フライデー
平成16年4月12日	イースター・マンデー
平成16年5月3日	メイ・デー
平成16年5月31日	スプリング・バンク・ホリデー
平成16年8月30日	サマー・バンク・ホリデー

\* なお、上記は平成16年2月18日現在において認識できる平成16年11月末までの休業日であり、国の事情などにより変更となる場合があります。販売会社または委託会社において確認できます。

証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

なお、販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の取得申込みについても、同様とします。

a. 申込単位

(当初元本1口=1円)

(a) 「分配金受取コース」

1万口単位または1万円以上1円単位です。

(b) 「自動けいぞく投資コース」

1万円以上1円単位です。

ただし、「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、1円単位とします。

販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合あるいは申込単位が異なる場合があります。(販売会社がスイッチングを取扱う場合、そのスイッチングによる取得申込みについては、販売会社が別に定める単位とします。)

なお、それぞれの販売会社の取扱いコースおよび申込単位の照会先は、当該販売会社または委託会社となります。

b. 申込手数料

(手数料率) 申込口数に応じ、基準価額に対して	
1億口未満の場合	上限 3.15% (税抜 3.00%)
1億口以上 5億口未満の場合	上限 2.10% (税抜 2.00%)
5億口以上の場合	上限 1.05% (税抜 1.00%)
(手数料率) 申込代金 <sup>*1</sup> に応じ、基準価額に対して	
1億円未満の場合	上限 3.15% (税抜 3.00%)
1億円以上 5億円未満の場合	上限 2.10% (税抜 2.00%)
5億円以上の場合	上限 1.05% (税抜 1.00%)
(手数料率) 申込金額 <sup>*2</sup> に応じ、基準価額に対して	
1億円未満の場合	上限 3.15% (税抜 3.00%)
1億円以上 5億円未満の場合	上限 2.10% (税抜 2.00%)
5億円以上の場合	上限 1.05% (税抜 1.00%)

申込手数料は消費税等相当額を含みます。

ただし、償還金等をもってその支払いを行った販売会社でファンドを申込みの場合(以下「償還乗換え<sup>\*</sup>」といいます。 )には、申込手数料の中から当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額と元本のいずれか大きい額とします。 )で取得する口数について無手数料で取扱う場合があります。

なお、販売会社によってはスイッチングによる取得申込みを取扱う場合があります。その場合の申込手数料は無手数料とします。

「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについても無手数料とします。

申込手数料の照会先は、販売会社または委託会社となります。

c. 申込代金

取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、前記手数料率を乗じて得た申込手数料(消費税等相当額を含みます。 )を加えた額が申込代金となります。

ただし、販売会社がスイッチングを取扱う場合、そのスイッチングによる取得申込みについては、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額とします。

d. 払込期日

取得申込者は、申込代金を販売会社が指定する期日までに払込むものとします。

e. 保護預り

(a) 「分配金受取コース」

受益証券は、販売会社との保護預り契約に基づき、販売会社の保護預りとすることができます。

(b) 「自動けいぞく投資コース」

「自動けいぞく投資契約」に基づき、受益証券についてはすべて保護預りとなり、混蔵保管されます。

換金(解約)手続等

換金(一部解約)の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時(半休日のときは午前11時)までに、販売会社所定の方法で行われます。換金請求が行われ、かつ当該換

金請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の換金請求とします。

ただし、ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行が休業日の場合には、換金の請求はできません。（「 a . 申込（販売）手続き」を参照してください。）

なお、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金請求の受付を中止することおよびすでに受付けた換金請求の受付を取消することがあります。換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合の一部解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとし、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約価額は、販売会社において確認できます。

a . 一部解約単位

販売会社が定める単位とします。

b . 一部解約価額

一部解約の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。

なお、販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の一部解約についても同様とします。

c . 一部解約手数料

かかりません。

d . 信託財産留保額

一部解約の受付日の翌営業日の基準価額の 0.5% とします。

なお、販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の一部解約についても同様とします。

e . 一部解約金

一部解約価額から所得税および地方税（当該一部解約価額が個別元本を超過した額に対してかかります。）を差引いた額となります。

なお、販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の一部解約についても同様とします。

f . 支払日

一部解約金は、原則として一部解約の受付日から起算して 6 営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

g . 大口解約の制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として 1 日 1 件 5 億円を超える一部解約は行えないものとします。

なお、販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の一部解約についても同様とします。

## 保管

### 受益証券の保管

#### a. 「分配金受取コース」

受益者は、販売会社との保護預り契約に基づき、販売会社の保護預りとすることができ、その場合の受益証券は混蔵保管されます。

#### b. 「自動けいぞく投資コース」

「自動けいぞく投資契約」に基づき、受益証券についてはすべて保護預りとなり、混蔵保管されます。

## 信託期間

平成 15 年 8 月 8 日から平成 35 年 8 月 5 日までとします。

なお、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の更新が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を更新することができます。その場合において、あらかじめ、更新しようとする旨を監督官庁に届出ます。

## 計算期間

毎月 6 日から翌月 5 日までとします。（ただし、第 1 計算期間は平成 15 年 8 月 8 日から平成 15 年 10 月 6 日までとします。）

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

## その他

### a. ファンドの償還条件等

(a) 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

(b) 委託会社は、一部解約により受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の 10 分の 1 または 10 億口を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

(c) 委託会社は、信託の終了について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(d) 解約しようとする旨の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は 1 ヶ月を下らないものとします。

(e) 1 ヶ月を下らない一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、信託契約の解約をしません。

- (f) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (g) (d)から(f)までについては、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- (h) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (i) 委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (j) 監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引継ぐことを命じたときは、この信託は、1ヵ月を下らない一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超える場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。
- (k) 受託会社は、委託会社の承諾を受けて、その任務を辞任する場合において、委託会社が新受託者を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (l) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### b. 約款の変更

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- (b) 委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (c) 信託約款の変更内容が重大なものについて、変更しようとする旨およびその内容の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- (d) 1ヵ月を下らない一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、この信託約款の変更をしません。

(e) 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(f) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、(a)から(e)までの規定にしたがいます。

c. 反対者の買取請求権

信託契約の解約または変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

d. 関係法人との契約の更改

(a) 委託会社と投資顧問会社との間で締結された「投資一任契約」の有効期間は、1年間とします。ただし、相手方に対し1ヵ月以上の事前の書面による意思表示の通知がないときは、1年毎に自動延長するものとします。

(b) 委託会社と販売会社との間で締結された「証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

e. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

f. 信託事務の委託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

g. 運用報告書

委託会社は、6ヵ月毎（毎年2月および8月の決算日を基準とします。）および償還時に、運用経過等を記載した運用報告書を作成し、かつ販売会社を經由して知られたる受益者に交付します。なお、当該運用報告書は委託会社等のホームページにおいても受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。

また、運用報告書を補完することを目的として、週次または月次に運用状況等を記載した情報提供資料を作成し、ホームページ等において受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。

## (2) 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

### 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

a. 「分配金受取コース」

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則と

して決算日から起算して5営業日目)から販売会社において、受益者に支払います。  
ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

b. 「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分にに応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(休業日のときは翌営業日)から起算して5営業日目)から販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

換金(解約)請求権

受益者は、自己の有する受益証券につき、換金(一部解約)請求する権利を有します。

一部解約金は、原則として一部解約の受付日から起算して6営業日目から販売会社において、受益者に支払います。

なお、換金には制限があります。くわしくは「(1)、g. 大口解約の制限」を参照してください。

受益権均等分割

受益者は、所有する受益証券の口数に応じて均等にファンドの受益権を保有します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

帳簿書類閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

## 第2 ファンドの経理状況

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第1特定期間（平成15年8月8日から平成16年2月5日まで）の財務諸表については新日本監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

平成16年3月19日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

## 新日本監査法人

代表社員  
関与社員

公認会計士

吉村貞彦 

代表社員  
関与社員

公認会計士

英公一 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）の平成15年8月8日から平成16年2月5日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）の平成16年2月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

国際投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 1. 財務諸表

### エマージング・ソブリン・オープン(毎月決算型)

#### (1) 貸借対照表

(単位:円)

区分	第1特定期間末 (平成16年 2月 5日現在)
	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	
コール・ローン	83,219,291
親投資信託受益証券	7,420,869,766
未収入金	5,988,440
未収利息	2
<b>流動資産 合計</b>	7,510,077,499
<b>資産合計</b>	7,510,077,499
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	
未払収益分配金	38,808,391
未払解約金	10,242,538
未払受託者報酬	462,846
未払委託者報酬	9,918,110
その他未払費用	33,050
<b>流動負債 合計</b>	59,464,935
<b>負債合計</b>	59,464,935
<b>純資産の部</b>	
<b>元本</b>	
元本	7,761,678,350
<b>剰余金</b>	
期末欠損金	311,065,786
(分配準備積立金)	(4,060,905)
<b>純資産合計</b>	7,450,612,564
<b>負債・純資産合計</b>	7,510,077,499

## (2) 損益及び剰余金計算書

(単位:円)

区分	第1特定期間 〔 自平成15年8月8日 〕 〔 至平成16年2月5日 〕
	金額
<b>経常損益の部</b>	
<b>営業損益の部</b>	
<b>営業収益</b>	
受取利息	78
有価証券売買等損益	43,183,099
<b>営業収益合計</b>	43,183,021
<b>営業費用</b>	
受託者報酬	2,448,479
委託者報酬	52,467,228
その他費用	175,569
<b>営業費用合計</b>	55,091,276
<b>営業損失</b>	98,274,297
<b>経常損失</b>	98,274,297
<b>当期純損失</b>	98,274,297
一部解約に伴う当期純利益分配額	1,566,119
<b>期首剰余金</b>	
<b>剰余金増加額</b>	10,728,216
当期一部解約に伴う剰余金増加額	10,728,216
<b>剰余金減少額</b>	40,868,192
当期追加信託に伴う剰余金減少額	40,868,192
<b>分配金</b>	181,085,394
<b>期末欠損金</b>	311,065,786

重要な会計方針

項目	第1特定期間
	〔 自 平成15年8月8日 至 平成16年2月5日 〕
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの特定期間は、平成15年8月8日(設定日)から平成16年2月5日までとなっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第1特定期間末 (平成16年2月5日現在)	
1. 期首元本額	5,132,770,437 円
期中追加設定元本額	2,966,093,922 円
期中一部解約元本額	337,186,009 円
2. 投資信託財産計算規則第41条の2に規定する額 元本の欠損	311,065,786 円

(損益及び剰余金計算書関係)

第1特定期間	
〔 自 平成15年8月8日 至 平成16年2月5日 〕	
1. 受託会社との取引高 営業取引(受託者報酬)	2,448,479 円
2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	16,819,485 円
3. 分配金の計算過程 第1計算期(平成15年8月8日から平成15年10月6日まで) 計算期末における分配対象金額 46,754,710 円(一万口当たり 68.97 円)のうち、 33,893,149 円(一万口当たり 50.00 円)を分配金額としております。	
項目	
費用控除後の配当等収益額	A 42,937,612 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B
収益調整金額	C 3,817,098 円
分配準備積立金額	D
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 46,754,710 円
当ファンドの期末残存口数	F 6,778,629,802 口
10,000 口当たりの収益分配対象額	G=10,000 × E/F 68.97 円
10,000 口当たりの分配額	H 50.00 円
収益分配金金額	I=F × H/10,000 33,893,149 円

第1 特定期間  
〔 自 平成 15 年 8 月 8 日  
至 平成 16 年 2 月 5 日 〕

第2 計算期（平成 15 年 10 月 7 日から平成 15 年 11 月 5 日まで）

計算期末における分配対象金額 47,862,306 円（一万口当たり 68.63 円）のうち、34,872,872 円（一万口当たり 50.00 円）を分配金額としております。

項 目	
費用控除後の配当等収益額	A 33,834,980 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B
収益調整金額	C 4,969,525 円
分配準備積立金額	D 9,057,801 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 47,862,306 円
当ファンドの期末残存口数	F 6,974,574,520 口
10,000 口当たりの収益分配対象額	G=10,000 × E/F 68.63 円
10,000 口当たりの分配額	H 50.00 円
収益分配金金額	I=F × H/10,000 34,872,872 円

第3 計算期（平成 15 年 11 月 6 日から平成 15 年 12 月 5 日まで）

計算期末における分配対象金額 48,691,918 円（一万口当たり 67.50 円）のうち、36,063,739 円（一万口当たり 50.00 円）を分配金額としております。

項 目	
費用控除後の配当等収益額	A 33,720,054 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B
収益調整金額	C 6,876,835 円
分配準備積立金額	D 8,095,029 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 48,691,918 円
当ファンドの期末残存口数	F 7,212,747,803 口
10,000 口当たりの収益分配対象額	G=10,000 × E/F 67.50 円
10,000 口当たりの分配額	H 50.00 円
収益分配金金額	I=F × H/10,000 36,063,739 円

第1 特定期間  
〔 自 平成 15 年 8 月 8 日  
至 平成 16 年 2 月 5 日 〕

第4 計算期（平成 15 年 12 月 6 日から平成 16 年 1 月 5 日まで）

計算期末における分配対象金額 53,997,229 円（一万口当たり 72.10 円）のうち、37,447,243 円（一万口当たり 50.00 円）を分配金額としております。

項 目	
費用控除後の配当等収益額	A 39,606,951 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B
収益調整金額	C 8,640,253 円
分配準備積立金額	D 5,750,025 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 53,997,229 円
当ファンドの期末残存口数	F 7,489,448,799 口
10,000 口当たりの収益分配対象額	G=10,000 × E/F 72.10 円
10,000 口当たりの分配額	H 50.00 円
収益分配金金額	I=F × H/10,000 37,447,243 円

第5 計算期（平成 16 年 1 月 6 日から平成 16 年 2 月 5 日まで）

計算期末における分配対象金額 53,993,661 円（一万口当たり 69.56 円）のうち、38,808,391 円（一万口当たり 50.00 円）を分配金額としております。

項 目	
費用控除後の配当等収益額	A 34,984,595 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B
収益調整金額	C 11,124,365 円
分配準備積立金額	D 7,884,701 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 53,993,661 円
当ファンドの期末残存口数	F 7,761,678,350 口
10,000 口当たりの収益分配対象額	G=10,000 × E/F 69.56 円
10,000 口当たりの分配額	H 50.00 円
収益分配金金額	I=F × H/10,000 38,808,391 円

( 有価証券関係 )

第 1 特定期間 〔 自 平成 15 年 8 月 8 日 至 平成 16 年 2 月 5 日 〕		
売買目的有価証券の貸借対照表計上額等		
( 単位 : 円 )		
種類	貸借対照表計上額	当特定期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	7,420,869,766	41,299,603
合計	7,420,869,766	41,299,603

( デリバティブ取引関係 )

第 1 特定期間 〔 自 平成 15 年 8 月 8 日 至 平成 16 年 2 月 5 日 〕	
該当事項はありません。	

( 一口当たり情報 )

第 1 特定期間 〔 自 平成 15 年 8 月 8 日 至 平成 16 年 2 月 5 日 〕	
特定期間末における一口当たりの純資産額	0.9599 円 ( 一万口当たり 9,599 円 )

(3) 附属明細表

第 1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

平成16年2月5日現在

( 単位 : 円 )

種類	銘柄	総口数(口)	評価額	備考
親投資信託受益証券	エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド	7,472,429,530	7,420,869,766	
合計		7,472,429,530	7,420,869,766	

第 2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次の通りであります。

1. 「エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

(1) 資産・負債の状況

(単位:円)

区分	(平成16年 2月 5日現在)
	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	
預金	210,875,208
コール・ローン	9,694,989
国債証券	7,262,274,442
特殊債券	952,982,526
派生商品評価勘定	2,892,678
未収入金	119,750,401
未収利息	121,346,902
前払費用	26,250,896
<b>流動資産 合計</b>	<b>8,706,068,042</b>
<b>資産合計</b>	<b>8,706,068,042</b>
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	
派生商品評価勘定	1,756,821
未払金	41,479,680
未払解約金	5,988,440
<b>流動負債 合計</b>	<b>49,224,941</b>
<b>負債合計</b>	<b>49,224,941</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>元本</b>	
元本	8,716,945,037
<b>剰余金</b>	
欠損金	60,101,936
<b>純資産合計</b>	<b>8,656,843,101</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>8,706,068,042</b>

重要な会計方針

項目	〔 自 平成 15 年 8 月 8 日 至 平成 16 年 2 月 5 日 〕
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 国債証券及び特殊債券 原則として時価で評価しております。 時価評価に当っては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。  (2) 為替予約取引 原則として、計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
4. その他	資産・負債の状況は、ファンドの特定期間末の平成 16 年 2 月 5 日現在であります。 なお、当親投資信託は年 2 回決算を行っており、直前の計算期間は、平成 15 年 8 月 8 日から平成 16 年 2 月 5 日までとなっております。

注記事項

( 資産・負債の状況関係 )

( 平成 16 年 2 月 5 日現在 )	
1. 期首	平成 15 年 8 月 8 日
期首元本額	5,331,525,659 円
期首から平成 16 年 2 月 5 日までの	
追加設定元本額	3,611,776,796 円
一部解約元本額	226,357,418 円
平成 16 年 2 月 5 日における元本の内訳( )	
ベビーファンド	元本
エマージング・ソブリン・オープン(毎月決算型)	7,472,429,530 円
エマージング・ソブリン・オープン(1年決算型)	248,730,563 円
エマージング・ソブリン・ファンド	995,784,944 円
2. 元本の欠損	60,101,936 円

( ) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

( 有価証券関係 )

〔 自 平成 15 年 8 月 8 日 至 平成 16 年 2 月 5 日 〕		
売買目的有価証券の計上額等		
( 単位 : 円 )		
種類	計上額	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	7,262,274,442	314,024,063
特殊債券	952,982,526	18,656,261
合計	8,215,256,968	332,680,324

(デリバティブ取引関係)

〔 自 平成 15 年 8 月 8 日  
至 平成 16 年 2 月 5 日 〕

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当親投資信託の利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であります。

(2) 取引に対する取組方針及び取引の利用目的

当親投資信託のデリバティブ取引は、信託財産の効率的な運用に資することを目的としてデリバティブ取引を行っております。また、信託約款及び有価証券先物取引等に関する社内規則に従って行われております。

(3) 取引に係るリスクの内容

当親投資信託が行っている為替予約取引は、市場価格の変動に係るリスクを有しております。

(4) 取引に係るリスクの管理体制

当親投資信託のデリバティブ取引は、委託会社のトレーディング部門から独立した部門が投資信託約款・関係諸法令等に照らし管理しております。また、デリバティブ取引のポジションや評価損益等について委託会社のマネジメントに定期的に報告をしております。

(5) 取引の時価等に関する事項についての補足説明

取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における契約額等であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

デリバティブの取引の契約額等、時価及び評価損益

(単位：円)

区分	種類	(平成16年2月5日現在)			
		契約額等		時価	評価損益
		うち1年超			
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建	144,744,919		142,988,098	1,756,821
	アメリカ・ドル	141,044,000		139,294,338	1,749,662
	ユーロ	3,700,919		3,693,760	7,159
	売建	141,788,919		138,896,241	2,892,678
	アメリカ・ドル	3,700,919		3,678,241	22,678
	ユーロ	138,088,000		135,218,000	2,870,000
	合計	286,533,838		281,884,339	1,135,857

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに算出したレートを用いて評価しております。

ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いて評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

(一口当たり情報)

〔 自 平成 15 年 8 月 8 日 至 平成 16 年 2 月 5 日 〕	
一口当たりの純資産額	0.9931 円 (一万口当たり 9,931 円)

(2) 附属明細表  
 第1 有価証券明細表  
 株式  
 該当事項はありません。

株式以外の有価証券

平成16年2月5日現在

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	ARGENTINA EMDCF '120803		2,570,000.00	1,657,387.86	
		ARGENTINA GIXW '051204		190,000.00	50,540.00	
		BRAZIL C STEP UP '140415		1,539,262.50	1,511,072.44	
		BRAZIL REP DCB L '120415		500,000.00	440,737.50	
		BRAZIL REP NMB L '090415		517,664.00	488,317.62	
		BRAZIL REPUBLIC '070116		1,145,000.00	1,259,500.00	
		BRAZIL REPUBLIC '091015		2,110,000.00	2,674,425.00	
		BRAZIL REPUBLIC '110807		560,000.00	599,200.00	
		BRAZIL REPUBLIC '200115		570,000.00	698,250.00	
		BRAZIL REPUBLIC '240415		300,000.00	276,000.00	
		BRAZIL REPUBLIC '300306		150,000.00	179,250.00	
		BRAZIL REPUBLIC '340120		695,000.00	595,962.50	
		BRAZIL REPUBLIC '400817		730,000.00	788,400.00	
		BULGARIA REP '150115		1,750,000.00	2,088,581.25	
		CHILE REPUBLIC '080128		400,000.00	398,500.00	
		COLOMBIA PUT0504 '090423		305,000.00	341,142.50	
		COLOMBIA REP '090423		525,000.00	582,750.00	
		COLOMBIA REP '100709		900,000.00	1,019,250.00	
		COLOMBIA REP '110409		415,546.55	468,528.73	
		COLOMBIA REP '120123		600,000.00	661,500.00	
		COLOMBIA REP '130115		1,070,000.00	1,222,475.00	
		COLOMBIA REP '200225		100,000.00	121,250.00	
		COLOMBIA REP '330128		300,000.00	324,750.00	
		COSTA RICA REGS '140320		350,000.00	356,106.10	
		DOMINICAN REP '060927		275,000.00	192,899.57	
		ECUADOR REGS '121115		900,000.00	900,290.70	
		ECUADOR STEPUP '300815		1,820,000.00	1,574,611.22	
		EL SALVADOR REGS '110725		340,000.00	382,942.34	
		EL SALVADOR REGS '230124		1,020,000.00	1,098,515.52	
		EL SALVADOR REGS '320410		900,000.00	919,049.40	
		GUATEMALA '130801		485,000.00	561,391.86	
		KOREA REPUBLIC '080415		350,000.00	420,175.00	
		MALAYSIA REPUBLIC '090601		400,000.00	490,720.00	
		MALAYSIA REPUBLIC '110715		700,000.00	826,000.00	
		PANAMA PDI FRN '160717		572,715.00	509,460.91	
		PANAMA REP PUT06 '290401		1,255,000.00	1,424,425.00	
		PANAMA REPUBLIC '110208		390,000.00	452,400.00	
		PANAMA REPUBLIC '120723		400,000.00	460,000.00	
		PANAMA REPUBLIC '340428		255,000.00	249,262.50	
		PERU FLIRB '170307		1,500,000.00	1,294,366.50	
		PERU REPUBLIC '120221		350,000.00	386,225.00	
		PERU REPUBLIC '150206		735,000.00	831,285.00	
		PERU REPUBLIC '331121		1,050,000.00	1,001,175.00	
		PHILIPPINES '090312		280,000.00	291,900.00	
		PHILIPPINES '100316		400,000.00	439,500.00	
		PHILIPPINES '130215		400,000.00	411,000.00	
		PHILIPPINES '140115		630,000.00	610,312.50	
		PHILIPPINES '170118		530,000.00	556,500.00	
		PHILIPPINES '190115		1,050,000.00	1,090,687.50	
		PHILIPPINES '241021		650,000.00	711,750.00	
		RUSSIA FED REGS '050724		850,000.00	917,784.10	
		RUSSIA FED REGS '070626		1,000,000.00	1,174,717.00	
		RUSSIA FED REGS '100331		1,450,000.00	1,631,600.90	
		RUSSIA FED REGS '180724		2,010,000.00	2,779,253.13	
		RUSSIA FED REGS '280624		1,320,000.00	2,142,855.00	
		RUSSIA STP REGS '300331		1,600,000.00	1,572,000.00	
		SOUTH AFRICA '090519		1,450,000.00	1,754,500.00	

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考		
国債証券	アメリカ・ドル	TRINIDAD&TOBA '200701		600,000.00	790,219.80			
		TURKEY REPUBLIC '080113		75,000.00	87,187.50			
		TURKEY REPUBLIC '090615		1,550,000.00	1,953,000.00			
		TURKEY REPUBLIC '120123		1,090,000.00	1,373,400.00			
		TURKEY REPUBLIC '130114		600,000.00	747,000.00			
		TURKEY REPUBLIC '300115		500,000.00	690,000.00			
		TURKEY REPUBLIC '340214		595,000.00	609,131.25			
		UKRAINE GOVT 144A'130611		100,000.00	103,625.00			
		UKRAINE GOVT REGS'130611		750,000.00	778,838.25			
		URUGUAY REP '110215		1,000,000.00	905,000.00			
		URUGUAY REP '150315		200,000.00	166,000.00			
		UTD MEXICAN STS '090113		400,000.00	400,800.00			
		UTD MEXICAN STS '090217		400,000.00	507,200.00			
		UTD MEXICAN STS '120114		700,000.00	792,750.00			
		UTD MEXICAN STS '140115		1,000,000.00	1,000,000.00			
		UTD MEXICAN STS '160915		1,500,000.00	2,145,000.00			
		UTD MEXICAN STS '191230		700,000.00	789,250.00			
		UTD MEXICAN STS '260515		700,000.00	1,027,250.00			
		VENEZUELA REP '100807		2,100,000.00	1,720,437.60			
		VENEZUELA REP '130919		480,000.00	500,026.08			
		VENEZUELA REP '270915		780,000.00	693,030.00			
		VENEZUELA REP '340113		190,000.00	167,200.00			
		小計		銘柄数: 79	61,620,188.05	66,809,777.63	(7,055,112,517)	
			組入時価比率: 81.5%		85.9%			
	ユーロ	TURKEY REPUBLIC '110118		500,000.00	574,490.00			
		UKRAINE GOVT REGS'070315		914,676.00	991,004.79			
	小計		銘柄数: 2	1,414,676.00	1,565,494.79	(207,161,925)		
			組入時価比率: 2.4%		2.5%			
	国債証券 計					7,262,274,442	(7,262,274,442)	
	特殊債券	アメリカ・ドル	BK CENT TUNISIE '120425		250,000.00	283,750.00		
			BK CENT TUNISIE '270919		400,000.00	448,000.00		
			CODELCO INC 144A '131015		700,000.00	718,816.70		
			CODELCO INC REGS '121130		300,000.00	337,974.90		
CODELCO INC REGS '131015				290,000.00	301,893.48			
EXP-IMP BK KOREA '081106				600,000.00	616,491.60			
KOREA DEV BK '040917				1,150,000.00	1,178,092.20			
KOREA DEV BK '121113				250,000.00	258,759.50			
KOREA DEV BK '130910				825,000.00	860,664.75			
PDVSA FINANCE LTD'071115				700,000.00	722,750.00			
PDVSA FINANCE LTD'121116				250,000.00	236,250.00			
PEMEX PROJECT FDG'220201				250,000.00	277,125.00			
PETROLEOS MEXICO '070915				200,000.00	232,800.00			
PETROLEOS MEXICO '270915				1,000,000.00	1,195,000.00			
PETRONAS CAP LTD '120522				400,000.00	457,043.60			
PETRONAS CAP LTD '220522				400,000.00	474,337.60			
小計			銘柄数: 16	7,965,000.00	8,599,749.33	(908,133,529)		
			組入時価比率: 10.5%		11.1%			
ユーロ		PDVSA FINANCE LTD'060215		118,860.00	118,079.44			
		PEMEX PROJECT FDG'070802		200,000.00	220,838.40			
小計			銘柄数: 2	318,860.00	338,917.84	(44,848,997)		
			組入時価比率: 0.5%		0.5%			
特殊債券 計					952,982,526	(952,982,526)		
合計					8,215,256,968	(8,215,256,968)		

(注1) 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
資産・負債の状況における注記事項として記載しているため省略しております。

## 2. ファンドの現況

### (1) 純資産額計算書

(2004年2月27日現在)

資産総額	8,054,618,780円
負債総額	133,500,772円
純資産総額 ( - )	7,921,118,008円
発行済数量	7,937,717,077口
1単位 (1万口) 当たり純資産額 ( / )	9,979円

### (2) 投資有価証券の主要銘柄 (全銘柄) (2004年2月27日現在)

順位	銘柄名	商品	国/地域	総口数 (口)	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	エマージング・ソブリン・オープンマザーファンド	親投資信託 受益証券	日本	7,658,995,178	0.9934	7,608,820,331	1.0334	7,914,805,616	99.92

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

(注2) 親投資信託受益証券の帳簿価額単価及び評価額単価は、一口当たりの値です。

### (3) 投資不動産物件

該当事項はありません。

### (4) その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド

### (1) 純資産額計算書

(2004年2月27日現在)

資産総額	9,438,623,690円
負債総額	229,043,452円
純資産総額 ( - )	9,209,580,238円
発行済数量	8,912,077,821口
1単位 (1万口) 当たり純資産額 ( / )	10,334円

(2) 投資有価証券の主要銘柄（評価額上位30銘柄）

(2004年2月27日現在)

順位	国/地域	種別	銘柄名	通貨	券面総額	帳簿価額		評価額		利率 (%)	償還期限	投資比率 (%)
						単価	金額	単価	金額 (円)			
1	ロシア	国債証券	RUSSIA FED REGS '180724	アメリカ・ドル	2,010,000	138.27	2,779,253.13	138.06	2,775,184.89	11.0	2018/7/24	3.30
2	ブラジル	国債証券	BRAZIL REPUBLIC '091015	アメリカ・ドル	2,110,000	126.75	2,674,425.00	124.50	2,626,950.00	14.5	2009/10/15	3.12
3	南アフリカ	国債証券	SOUTH AFRICA '090519	アメリカ・ドル	2,150,000	121.56	2,613,750.00	121.62	2,614,937.50	9.125	2009/5/19	3.11
4	ロシア	国債証券	RUSSIA FED REGS '280624	アメリカ・ドル	1,320,000	162.33	2,142,855.00	162.33	2,142,845.76	12.75	2028/6/24	2.55
5	ブルガリア	国債証券	BULGARIA REP REGS '150115	アメリカ・ドル	1,750,000	119.34	2,088,581.25	119.69	2,094,706.25	8.25	2015/1/15	2.49
6	トルコ	国債証券	TURKEY REPUBLIC '090615	アメリカ・ドル	1,550,000	126.00	1,953,000.00	126.50	1,960,750.00	12.375	2009/6/15	2.33
7	ロシア	国債証券	RUSSIA FED REGS '070626	アメリカ・ドル	1,650,000	117.45	1,938,029.50	117.66	1,941,545.10	10.0	2007/6/26	2.31
8	コロンビア	国債証券	COLOMBIA REP '330128	アメリカ・ドル	1,700,000	107.21	1,822,700.00	108.00	1,836,000.00	10.375	2033/1/28	2.18
9	マレーシア	国債証券	MALAYSIA REPUBLIC '110715	アメリカ・ドル	1,400,000	118.40	1,657,649.00	118.32	1,656,480.00	7.5	2011/7/15	1.97
10	アルゼンチン	国債証券	ARGENTINA EMDCF '120803	アメリカ・ドル	2,570,000	64.48	1,657,387.86	64.33	1,653,414.64	1.234	2012/8/3	1.96
11	ベネズエラ	国債証券	VENEZUELA REP '100807	アメリカ・ドル	2,100,000	81.92	1,720,437.60	78.14	1,641,124.80	5.375	2010/8/7	1.95
12	ロシア	国債証券	RUSSIA FED REGS '100331	アメリカ・ドル	1,450,000	112.52	1,631,600.90	112.77	1,635,202.70	8.25	2010/3/31	1.94
13	ロシア	国債証券	RUSSIA STP REGS '300331	アメリカ・ドル	1,600,000	98.25	1,572,000.00	98.25	1,572,000.00	5.0	2030/3/31	1.87
14	エクアドル	国債証券	ECUADOR STEPUP '300815	アメリカ・ドル	1,820,000	86.51	1,574,611.22	83.62	1,521,975.00	7.0	2030/8/15	1.81
15	ブラジル	国債証券	BRAZIL C STEP UP '140415	アメリカ・ドル	1,539,262	98.16	1,511,072.44	95.64	1,472,204.52	8.0	2014/4/15	1.75
16	トルコ	国債証券	TURKEY REPUBLIC '120123	アメリカ・ドル	1,090,000	126.00	1,373,400.00	126.37	1,377,487.50	11.5	2012/1/23	1.63
17	ペルー	国債証券	PERU FLIRB '170307	アメリカ・ドル	1,500,000	86.29	1,294,366.50	88.31	1,324,672.50	4.5	2017/3/7	1.57
18	ブラジル	国債証券	BRAZIL REPUBLIC '070116	アメリカ・ドル	1,145,000	110.00	1,259,500.00	108.00	1,236,600.00	10.0	2007/1/16	1.47
19	コロンビア	国債証券	COLOMBIA REP '130115	アメリカ・ドル	1,070,000	114.25	1,222,475.00	115.00	1,230,500.00	10.75	2013/1/15	1.46
20	ウクライナ	国債証券	UKRAINE GOVT REGS '070315	ユーロ	914,676	108.34	991,004.79	107.89	986,858.57	10.0	2007/3/15	1.46
21	メキシコ	特殊債券	PETROLEOS MEXICO '270915	アメリカ・ドル	1,000,000	119.50	1,195,000.00	122.00	1,220,000.00	9.5	2027/9/15	1.45
22	トルコ	国債証券	TURKEY REPUBLIC '300115	アメリカ・ドル	850,000	138.09	1,173,770.00	140.25	1,192,125.00	11.875	2030/1/15	1.41
23	韓国	特殊債券	KOREA DEV BK '040917	アメリカ・ドル	1,150,000	102.44	1,178,092.20	102.23	1,175,742.75	7.375	2004/9/17	1.39
24	パナマ	国債証券	PANAMA REP PUT06 '290401	アメリカ・ドル	1,005,000	113.50	1,140,675.00	113.00	1,135,650.00	9.375	2029/4/1	1.35
25	メキシコ	国債証券	UTD MEXICAN STS '260515	アメリカ・ドル	700,000	146.75	1,027,250.00	150.25	1,051,750.00	11.5	2026/5/15	1.25
26	ペルー	国債証券	PERU REPUBLIC '331121	アメリカ・ドル	1,050,000	95.35	1,001,175.00	97.75	1,026,375.00	8.75	2033/11/21	1.22
27	メキシコ	国債証券	UTD MEXICAN STS '140115	アメリカ・ドル	1,000,000	100.00	1,000,000.00	101.75	1,017,500.00	5.875	2014/1/15	1.21
28	ロシア	国債証券	RUSSIA FED REGS '050724	アメリカ・ドル	850,000	107.97	917,784.10	108.07	918,609.45	8.75	2005/7/24	1.09
29	エルサルバドル	国債証券	EL SALVADOR REGS '320410	アメリカ・ドル	900,000	102.11	919,049.40	101.09	909,877.50	8.25	2032/4/10	1.08
30	エクアドル	国債証券	ECUADOR REGS '121115	アメリカ・ドル	900,000	100.03	900,290.70	100.03	900,270.00	12.0	2012/11/15	1.07

種類別投資比率 (2004年2月27日現在)

国内/外国	種類	投資比率(%)
外国	国債証券	82.74
	特殊債券	11.85
	合計	94.59

- (3) 投資不動産物件  
該当事項はありません。

(4) その他投資資産の主要なもの (2004年2月27日現在)

取引所	種類/名称等	簿価 (円)	時価 (円)	投資比率 (%)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建			
	アメリカ・ドル	184,221,423	189,459,311	2.05
	ユ-ロ 売建	5,481,944	5,584,200	0.06
	アメリカ・ドル	5,466,425	5,626,260	0.06
	ユ-ロ	135,472,769	139,858,339	1.51

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

原則として、計算日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。

### 第3 その他

1. 目論見書の表紙または本文に写真、イラスト、キャッチ・コピー、ファンド名ロゴマーク、ロゴマーク入り社名もしくは社名を付加して使用すること、またファンドの形態、申込みに係る事項などを記載することがあります。
2. 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の主要内容を要約して「ファンドの概要」として目論見書の冒頭に記載することがあります。
3. 有価証券届出書の記載項目の配列を変更し、また、類似情報を集約して記載することがあります。
4. 有価証券届出書に記載された内容を明瞭に表示するため、グラフ、図表等を使用することがあります。
5. 目論見書の巻末に投資信託約款を掲載し、有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の詳細な内容については、当該投資信託約款を参照する旨を記載することで、有価証券届出書の内容の記載とすることがあります。
6. 目論見書の巻末に用語集を掲載することがあります。
7. 目論見書は電子媒体等に掲載することがあります。
8. 添付書類（要約目論見書）を、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第12条第1項第1号口に規定する書類（要約目論見書）として、以下の記載にしたがい使用します。（有価証券届出書の効力発生日については、決定次第記載します。）
  - (1) 当要約目論見書は、チラシ、ポスター、パンフレット、ダイレクトメール（ハガキ・封書用）等として使用されるほか、ビデオ、電子媒体、新聞、雑誌、書籍等に記載されることがあります。
  - (2) 当要約目論見書は、使用形態によってレイアウト、用紙、印刷の色、デザイン等が変更されることがあります。また、写真、イラスト、キャッチ・コピー、ファンド名ロゴマーク、ロゴマーク入り社名もしくは社名等を付加して使用することがあります。
  - (3) 当要約目論見書は、販売会社の本店所在地、問い合わせ電話番号、ロゴマーク入り社名もしくは社名等を付加して使用することがあります。
  - (4) ファンドに関する以下のデータを、文章、数値、グラフ等で表示することがあります。（データは更新されることがあります。）
    - a. 基準価額（収益分配金修正後のものを含みます。以下同じ。）、純資産総額、受益権口数または収益分配金実績の推移

- b . 直近日の基準価額、純資産総額、受益権口数または収益分配金実績
- c . 組入上位銘柄および純資産組入比率
- d . ファンドおよびベンチマーク等の設定来、または特定の期間における騰落率および累積リターン
- e . 投信評価機関および投信評価会社等による評価結果

9 . 目論見書または要約目論見書に、以下の趣旨の文言の全部または一部を記載することがあります。

- (1) 当ファンドは、公社債など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本が保証されているものではありません。
- (2) 投資信託は、金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。
- (3) 投資信託は、預金保険の対象ではありません。
- (4) 投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客さまに帰属します。
- (5) 登録金融機関は、証券会社とは異なり、投資者保護基金には加入しておりません。
- (6) 投資信託は、保険契約における保険金額とは異なり、受取金額等の保証はありません。
- (7) 投資信託は、保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- (8) 投資信託をご購入の際は、最新の「目論見書」を必ずご覧ください。

## 第4 内国投資信託受益証券事務の概要

### 1. 投資信託受益証券の名義書換等

委託会社の定める手続きによって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。

また、記名式の受益証券の所持人は、委託会社の定める手続きによって名義書換を委託会社に請求することができます。ただし、名義書換の手続きは、ファンドの毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

なお、当該手続きの取扱機関等は以下の通りです。

取扱機関 国際投信投資顧問株式会社

取扱場所 東京都中央区日本橋本町一丁目3番11号

受益証券の保管を販売会社に委託している場合には、当該販売会社において受付けるものとします。

### 2. 受益者等名簿

受益者等名簿は作成しません。

ただし、記名式へ変更した場合には作成します。

### 3. 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

### 4. 内国投資信託受益証券の譲渡制限

該当事項はありません。

ただし、記名式の受益証券の譲渡は、委託会社の定める手続きによる名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### 5. 受益証券の再発行

- (1) 委託会社は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きにより公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。
- (2) 委託会社は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きにより再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

- (3) 受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託会社の定める手続きにより再交付を請求したときは、委託会社は受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前記の規定を準用します。
- (4) 委託会社は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

追加型証券投資信託  
エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）  
約 款

国際投信投資顧問株式会社

追加型証券投資信託  
エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）  
- 運用の基本方針 -

約款第17条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

## 1. 基本方針

この投資信託は、ファミリーファンド方式により、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

## 2. 運用方法

### (1) 投資対象

エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）受益証券を通じて、エマージング・カントリーのソブリン債券（国債、政府保証債等をいいます。）および準ソブリン債券（政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券をいいます。）を主要投資対象とします。

### (2) 投資態度

親投資信託受益証券を主要投資対象とします。

親投資信託受益証券を通じて、エマージング・カントリーが発行する米国ドル建のソブリン債券を中心に投資を行います。（一部、ユーロ建の債券に投資する場合があります。）

グローバルな視点からのファンダメンタルズ分析・クレジットリスク分析に基づく分散投資を基本とし、アクティブに運用します。

ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の債券を中心に投資することを基本とします。

- イ. プレディ債（エマージング・カントリーの政府が、1989年のプレディプランに基づいて発行し、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場で流通する債券をいいます。）
- ロ. ユーロ債（米国ドル建・ユーロ建）。（プレディ債以外の債券で、エマージング・カントリーの政府または政府関連機関等が、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場において米国ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。）
- ハ. 現地米国ドル建債・現地ユーロ建債（エマージング・カントリーの政府または政府関連機関等が、自国市場において米国ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。）

ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の範囲内で行います。

- イ. エマージング・カントリー単一国への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- ロ. ユーロ建資産への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- ハ. ソブリン債券以外への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の35%以内とします。
- ニ. エマージング・カントリーの同一企業（政府関連機関を含みます。）が発行する債券への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ホ. エマージング・カントリーの現地通貨建資産への実質投資は、行いません。

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ただし、米国ドル建資産以外の実質外貨建資産については、実質的に米国ドル建となるように為替取引を行う場合があります。

重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、運用者の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

運用委託契約に基づき、ウェリントン・マネジメント・カンパニー・エルエルピーに運用の指図に関する権限の一部を委託します。また、親投資信託の運用の指図に関する権限をウェリントン・マネジメント・カンパニー・エルエルピーに委託します。

### 3. 投資制限

- (1) 親投資信託への投資割合は、制限を設けません。
- (2) 株式への実質投資割合は、転換社債の転換および新株予約権（商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (4) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (5) 同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものへの実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (6) 有価証券先物取引等は、約款第21条の範囲で行います。
- (7) スワップ取引は、約款第22条の範囲で行います。
- (8) 外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。

### 4. 収益分配方針

毎月5日（ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。ただし、第1期の決算日は平成15年10月6日とします。

- (1) 分配対象収益額の範囲  
経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (2) 分配対象収益についての分配方針  
委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入を中心に分配金額を決定します。
- (3) 留保益の運用方針  
留保益については、特に制限を設けず、前記の運用の基本的考え方に則した運用を行います。

追加型証券投資信託 エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型） 約款

信託の種類、委託者および受託者	第1条 この信託は、証券投資信託であり、国際投信投資顧問株式会社を委託者とし、三菱信託銀行株式会社を受託者とします。
信託事務の委託	第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。
信託の目的および金額	第3条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。
信託金の限度額	第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。 追加信託が行われたときは、受託者は、その引受けを証する書面を委託者に交付します。 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。
信託期間	第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成35年8月5日までとします。
受益証券の取得申込みの勧誘の種類	第6条 委託者は、この信託について、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる募集を行います。 この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。
当初の受益者	第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
受益権の分割および再分割	第8条 委託者は、第3条に規定する受益権については、500億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。
追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法	第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。 この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
信託日時異なる受益権の内容	第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。
受益証券の発行	第11条 委託者は、第8条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。
受益証券の発行についての受託者の認証	第12条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券が、この信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。
受益証券の申込単位	第13条 委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、

外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)および登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第11条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、1万円以上1円単位または1万口単位として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとし、ただし、別に定める自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。)による契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ受益証券の取得申込者に限り1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとし、

前項の規定に係らず、前項の取得申込日がニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日の場合には、受益証券の取得申込みの受付は行いません。

第1項の場合の受益証券の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第4項に規定する率を乗じて得た手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益証券の価額は1口につき1円に、1円に第4項に規定する率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、以下に定める手数料率を上限として、委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ別に定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、この信託期間締結日前の取得申込みに係る手数料の額は、1口につき1円に、以下の第2号に定める手数料率を上限として、委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

- 1.(手数料率)取得申込口数に応じて
  - 1億口未満の場合 3.0%
  - 1億口以上5億口未満の場合 2.0%
  - 5億口以上の場合 1.0%
- 2.(手数料率)取得申込総額に応じて
  - 1億円未満の場合 3.0%
  - 1億円以上5億円未満の場合 2.0%
  - 5億円以上の場合 1.0%
- 3.(手数料率)取得申込金額に応じて
  - 1億円未満の場合 3.0%
  - 1億円以上5億円未満の場合 2.0%
  - 5億円以上の場合 1.0%

第3項の規定に係らず、証券投資信託の受益証券を信託終了時まで保有した受益者(信託期間を延長した証券投資信託(追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日(以下「当初の信託終了日」といいます。))以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます。以下本項において同じ。)にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。)が、その償還金(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信

	<p>託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。)または償還金を超える金額をもって、当該信託終了日(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求日または一部解約請求日を含みます。以下本項において同じ。)の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に当該償還金の支払いを受けた当該証券会社および登録金融機関でこの信託に係る受益証券の取得申込みをする場合の1口当たりの受益証券の価額は、当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額)で取得する口数(以下「償還金取得口数」といいます。)については、取得申込日の翌営業日の基準価額とすることができ、当該取得申込口数のうち償還金取得口数を超える口数については、取得申込日の翌営業日の基準価額に、前項に定める当該申込みに適用される手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金等の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。</p>
<p>受益証券の種類</p>	<p>第3項および前項の規定に係わらず、別に定めるこの信託以外の信託の受益者が、当該信託の受益証券の一部解約金の手取金をもって取得申込みをする場合の受益証券の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。</p> <p>第3項および第5項の規定に係わらず、受益者が第44条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の取得価額は、決算日の基準価額とします。</p> <p>第14条 委託者が発行する受益証券は、1口券、5口券、10口券、50口券、100口券、500口券、1,000口券、5,000口券、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券、5,000万口券および1億口券の17種類とします。</p> <p>別に定める契約および保護預り契約に基づいて委託者の指定する証券会社または登録金融機関が保管する受益証券の種類は、前項に定めるもののほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。</p>
<p>受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続き</p>	<p>第14条 委託者は、受益者が委託者の定める手続きによって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。</p> <p>記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続きによって名義書換を委託者に請求することができます。</p> <p>前項の規定による名義書換の手続きは、第37条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。</p>
<p>記名式受益証券譲渡の対抗要件</p>	<p>第14条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。</p>
<p>無記名式受益証券の再交付</p>	<p>第14条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きにより公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。</p>
<p>記名式受益証券の再交付</p>	<p>第14条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きにより再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。</p>
<p>受益証券を毀損した場合などの再交付</p>	<p>第14条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続きにより再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽</p>

受益証券の  
再交付の費用  
投資の対象とする  
資産の種類

を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。

第14条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができ  
ます。

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託  
及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とし  
ます。

1. 有価証券
2. 有価証券指数等先物取引に係る権利
3. 有価証券オプション取引に係る権利
4. 外国市場証券先物取引に係る権利
5. 有価証券店頭指数等先渡取引に係る権利
6. 有価証券店頭オプション取引に係る権利
7. 有価証券店頭指数等スワップ取引に係る権利
8. 金銭債権（第1号、次号および第11号に掲げるものに該当するものを除きます。）
9. 約束手形（証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。）
10. 金融先物取引等（金融先物取引法（昭和63年法律第77号）第2条第9項に規定する金融先物取引等をいいます。）に係る権利
11. 金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引またはこれに類似する取引であって、内閣府令で定めるもの（金融先物取引等を除きます。）に係る権利（第2号から第7号までに掲げるものに該当するものを除きます。）
12. 次に掲げるものを信託する信託の受益権（第1号に掲げるものに該当するものを除きます。）
  - イ. 金銭（信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限りま

ロ. 有価証券

ハ. 金銭債権

運用の指図範囲

第16条 委託者（第18条に規定する委託者から委託を受けた者を含みます。以下、第17条、  
第19条から第24条まで、第26条、第32条から第35条までについて同じ。）は、信託金を  
主として国際投信投資顧問株式会社を委託者とし、三菱信託銀行株式会社を受託者  
として締結されたエマーシング・ソブリン・オープン マザーファンド（以下「親投  
資信託」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券に投資することを指図します。

1. 転換社債の転換および新株予約権（商法第341条ノ3第1項第7号および第8号  
の定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限りま
2. 国債証券
  3. 地方債証券
  4. 特別の法律により法人の発行する債券
  5. 社債券および社債と同時に募集され割り当てられた新株予約権証券
  6. コマーシャル・ペーパー

7. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国法人の発行する証券または証書で、係る性質を有するものを含みます。）
9. 外国法人の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付を業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの（以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。）
10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
11. 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関または主として住宅の取得に必要な長期資金の貸付を業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権および外国法人に対する権利で同様の権利の性質を有するもの（以下「貸付債権信託受益権」といいます。）

第1号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち、第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券または証書のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

第1項の規定に係わらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、信託財産に属する株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

運用の基本方針

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがってその指図を行います。

運用の権限委託

第18条 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

商号：ウェリントン・マネジメント・カンパニー・エルエルピー

所在地：米国マサチューセッツ州ボストン市

委託内容：海外の公社債（短期金融商品を含みます。）および為替に関する運用の指図

前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第40条に基づいて委託者が受ける報酬から毎計算期末または信託終了のとき支弁するものとし、その報酬額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、この信託の純資産総額に、この信託の純資産総額と別に定

める追加型証券投資信託の純資産総額とを合算した額に応じて段階的に定める次に掲げる率を乗じて得た額とします。

100億円以下の部分に対して	年1万分の55
100億円超300億円以下の部分に対して	年1万分の50
300億円超500億円以下の部分に対して	年1万分の45
500億円超1,000億円以下の部分に対して	年1万分の40
1,000億円超の部分に対して	年1万分の35

第1項の規定に係わらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、この信託約款に違反した場合、故意または重大な過失により信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

第1項の規定に係わらず、第1項により委託を受けた者が、運用の指図に関する権限の受託を中止することができます。

前2項に基づき、第1項により委託を受けた者が、運用の指図に関する権限の委託を中止された場合、もしくは受託を中止した場合、委託者は第1項により委託を受けた者と同等の能力を有すると認められる第三者に運用の指図に関する権限を委託すること、およびファンドの名称を変更することができます。

投資する株式の範囲

第19条 委託者が投資することを指図する株式は、証券取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずるものとして取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

同一銘柄の株式への投資制限

第20条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

先物取引等の運用指図・目的・範囲

第21条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属するヘッジ対象とする有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金

を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3.コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1.先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額と親投資信託の信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。

2.先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。

3.コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1.先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2.先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3.コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム

スワップ取引の運用  
指図・目的・範囲

額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

同一銘柄の転換社債等  
への投資制限

第23条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

有価証券の貸付の  
指図および範囲

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を、貸付時点において、貸付株式および貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する株式および公社債の額面金額を超えない範囲内で貸付の指図をすることができます。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を

<p>特別の場合の外貨建 有価証券への投資制限 外国為替予約の指図</p>	<p>行うものとしします。</p> <p>第25条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。</p> <p>第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、外国為替の売買の予約を指図することができます。</p> <p>前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとしします。ただし、信託財産に属する為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。</p> <p>前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとしします。</p>
<p>外貨建資産の円換算 および予約為替の評価</p>	<p>第27条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。</p> <p>前条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。</p>
<p>保管業務の委任</p>	<p>第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。</p>
<p>有価証券の保管</p>	<p>第29条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。</p>
<p>混蔵寄託</p>	<p>第30条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマール・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとしします。</p>
<p>信託財産の表示 および記載の省略</p>	<p>第31条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。</p>
<p>有価証券売却等の指図</p>	<p>第32条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。</p>
<p>再投資の指図</p>	<p>第33条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。</p>
<p>資金の借入れ</p>	<p>第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、資金の借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとしします。</p> <p>一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとし、資金借入額は当該有価証券等の売却等の代金の受取りの確定している資金の額の範囲内、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を限度としします。</p>

損益の帰属	<p>借入金の利息は信託財産中より支弁します。</p> <p>第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。</p>
受託者による資金の立替え	<p>第36条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。</p> <p>信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。</p> <p>前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。</p>
信託の計算期間	<p>第37条 この信託の計算期間は、毎月6日から翌月5日までとします。ただし、第1計算期間は平成15年8月8日から平成15年10月6日までとします。</p> <p>前項に係わらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。</p>
信託財産に関する報告	<p>第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。</p> <p>受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。</p>
信託事務の諸費用および監査費用	<p>第39条 信託財産に関する租税、会計監査費用(消費税等相当額を含みます。)等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。</p> <p>信託財産に係る会計監査費用(消費税等相当額を含みます。)は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。</p>
信託報酬等の総額	<p>第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1万分の157の率を乗じて得た額とします。</p> <p>前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。</p> <p>第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。</p>
収益の分配方式	<p>第41条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該諸経費、信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。</li> <li>2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該諸経費、信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に</li> </ol>

収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責

収益分配金の再投資  
収益分配金、償還金および一部解約金の支払い

受益証券の混蔵保管および返還請求の取扱い

収益分配金および償還金の時効

一部解約

分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

第42条 受託者は、収益分配金については第44条第1項に規定する支払開始日の前日および第44条第2項に規定する交付開始前までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第44条第3項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第44条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

第43条 (削除)

第44条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

前項の規定に係わらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益証券の売付を行います。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに受益者に支払います。

一部解約金は、受益者の一部解約の実行の請求を受けた日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。

前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届出するものとし、第1項の場合には収益分配金交付票に、第3項および第4項の場合には受益証券に記名し、届出印を押捺しなければなりません。

委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負いません。

第45条 (削除)

第46条 受益者が、収益分配金については第44条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第44条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

第47条 受益者(委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。)は、平成15年10月6日以降において、自己の有する受益証券につき、委託者に、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位(別に定める契約に係る受益証券または

委託者の指定する証券会社および登録金融機関の所有に係る受益証券については1口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、次の事由による場合には、平成15年10月3日以前において、受益者(受益者死亡の場合はその相続人)は、委託者に一部解約の実行の請求をすることができます。

1. 受益者が死亡したとき
2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
3. 受益者が破産宣告を受けたとき
4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
5. その他前各号に準ずる事由があるものとして委託者が認めるとき

前項の規定に係わらず、一部解約の実行の請求日がニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日の場合には、当該請求はできないものとします。

委託者は、第1項の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

受益者が、第1項の請求をするときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。この場合において、受益者が第1項ただし書きの各号に規定する事由によりその請求をするときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該受益者に対し、当該事由を証する所定の書類の提示を求めることができるものとします。

委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。

前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第4項に準じて計算された価額とします。

## 信託契約の解約

第48条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または10億口を下ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対し

<p>信託契約に関する 監督官庁の命令</p>	<p>て異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。</p>
	<p>前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。</p>
	<p>委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p>
	<p>第4項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。</p>
	<p>第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。</p>
	<p>委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。</p>
	<p>第50条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。</p>
	<p>前項の規定に係わらず、監督官庁が、この信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。</p>
	<p>第51条 委託者は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。</p>
	<p>委託者は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。</p>
	<p>第52条 受託者は、委託者の承諾を受けて、その任務を辞任することができます。この場合、委託者は第53条の規定にしたがい新受託者を選任します。</p>
	<p>委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。</p>
	<p>第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。</p>
	<p>委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p>
	<p>前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。</p>
	<p>前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。</p>
	<p>委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交</p>

反対者の買取請求権	付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
信託期間の延長	第54条 第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第48条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
公告	第55条 委託者は、信託期間満了前に、その信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときには、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。
信託約款に関する疑義の取扱い	第56条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
	第57条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

前記条項により信託契約を締結します。

平成15年8月8日

東京都中央区日本橋本町一丁目3番11号  
委託者 国際投信投資顧問株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
受託者 三菱信託銀行株式会社

・別に定める追加型証券投資信託

約款第13条第6項の別に定める追加型証券投資信託とは、次のものをいいます。

エマージング・ソブリン・オープン（1年決算型）

また、第18条第2項の別に定める追加型証券投資信託とは、次のものをいいます。

エマージング・ソブリン・オープン（1年決算型）

エマージング・ソブリン・ファンド

親投資信託

エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド  
約 款

国際投信投資顧問株式会社

親投資信託  
エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド  
- 運用の基本方針 -

約款第14条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

エマージング・カントリーのソブリン債券（国債、政府保証債等をいいます。）および準ソブリン債券（政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券をいいます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

エマージング・カントリーが発行する米国ドル建のソブリン債券を中心に投資を行います。（一部、ユーロ建の債券に投資する場合があります。）

グローバルな視点からのファンダメンタルズ分析・クレジットリスク分析に基づく分散投資を基本とし、アクティブに運用します。

ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の債券を中心に投資することを基本とします。

- イ. ブレディ債（エマージング・カントリーの政府が、1989年のブレディプランに基づいて発行し、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場で流通する債券をいいます。）
- ロ. ユーロ債（米国ドル建・ユーロ建）。（ブレディ債以外の債券で、エマージング・カントリーの政府または政府関連機関等が、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場において米国ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。）
- ハ. 現地米国ドル建債・現地ユーロ建債（エマージング・カントリーの政府または政府関連機関等が、自国市場において米国ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。）

ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の範囲内で行います。

- イ. エマージング・カントリー単一国への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- ロ. ユーロ建資産への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- ハ. ソブリン債券以外への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の35%以内とします。
- ニ. エマージング・カントリーの同一企業（政府関連機関を含みます。）が発行する債券への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ホ. エマージング・カントリーの現地通貨建資産への投資は、行いません。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ただし、米国ドル建資産以外の外貨建資産については、実質的に米国ドル建となるように為替取引を行う場合があります。

重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、運用者の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、

残存期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

運用委託契約に基づき、ウェリントン・マネジメント・カンパニー・エルエルピーに運用の指図に関する権限を委託します。

### 3. 投資制限

- (1) 株式への投資割合は、転換社債の転換および新株予約権（商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (3) 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (4) 同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものへの投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (5) 有価証券先物取引等は、約款第18条の範囲で行います。
- (6) スワップ取引は、約款第19条の範囲で行います。
- (7) 外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。

親投資信託 エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド 約款

信託の種類、委託者および受託者	第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、国際投信投資顧問株式会社を委託者とし、三菱信託銀行株式会社を受託者とします。
信託事務の委託	第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。
信託の目的、金額および信託金の限度額	第3条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。 委託者は、受託者と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行ったときは、受託者は、その引受けを証する書面を委託者に交付します。 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。
信託期間	第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成35年8月4日までとします。
受益証券の取得申込みの勧誘の種類	第5条 この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項で定める適格機関投資家私募により行われます。
受益者	第6条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする国際投信投資顧問株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。
受益権の分割および再分割	第7条 委託者は、第3条第1項に規定する受益権については、1,000億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。
追加信託金の計算方法	第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の信託財産の資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額）から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。
信託日時の異なる受益権の内容	第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。
受益証券の発行および種類	第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。
受益証券の発行についての受託者の認証	第11条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券が、この信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。
投資の対象とする資産の種類	第12条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

1. 有価証券
2. 有価証券指数等先物取引に係る権利
3. 有価証券オプション取引に係る権利
4. 外国市場証券先物取引に係る権利
5. 有価証券店頭指数等先渡取引に係る権利
6. 有価証券店頭オプション取引に係る権利
7. 有価証券店頭指数等スワップ取引に係る権利
8. 金銭債権(第1号、次号および第11号に掲げるものに該当するものを除きます。)
9. 約束手形(証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。)
10. 金融先物取引等(金融先物取引法(昭和63年法律第77号)第2条第9項に規定する金融先物取引等をいいます。)に係る権利
11. 金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引またはこれに類似する取引であって、内閣府令で定めるもの(金融先物取引等を除きます。)に係る権利(第2号から第7号までに掲げるものに該当するものを除きます。)
12. 次に掲げるものを信託する信託の受益権(第1号に掲げるものに該当するものを除きます。)
  - イ. 金銭(信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限ります。)
  - ロ. 有価証券
  - ハ. 金銭債権

運用の指図範囲

- 第13条 委託者(第15条に規定する委託者から委託を受けた者を含みます。以下、第14条、第16条から第21条まで、第23条、第29条から第31条までについて同じ。)は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。
1. 転換社債の転換および新株予約権(商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得した株券
  2. 国債証券
  3. 地方債証券
  4. 特別の法律により法人の発行する債券
  5. 社債券および社債と同時に募集され割り当てられた新株予約権証券
  6. コマーシャル・ペーパー
  7. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
  8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。)および新株予約権証券(外国または外国法人の発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。)
  9. 外国法人の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付を業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの(以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。)

	10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
	11. 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関または主として住宅の取得に必要な長期資金の貸付を業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権および外国法人に対する権利と同様の権利の性質を有するもの（以下「貸付債権信託受益権」といいます。） 第1号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち、第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券または証書のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
	1. 預金 2. 指定金銭信託 3. コール・ローン 4. 手形割引市場において売買される手形
	第1項の規定に係わらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
運用の基本方針	第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがってその指図を行います。
運用の権限委託	第15条 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。 商号：ウェリントン・マネジメント・カンパニー・エルエルピー 所在地：米国マサチューセッツ州ボストン市 前項の委託を受けた者は、この信託契約に関し報酬を収受しません。
	第1項の規定に係わらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、この信託約款に違反した場合、故意または重大な過失により信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。 第1項の規定に係わらず、第1項により委託を受けた者が、運用の指図に関する権限の受託を中止することができます。
	前2項に基づき、第1項により委託を受けた者が、運用の指図に関する権限の委託を中止された場合、もしくは受託を中止した場合、委託者は第1項により委託を受けた者と同等の能力を有すると認められる第三者に運用の指図に関する権限を委託すること、およびファンドの名称を変更することができます。
投資する株式の範囲	第16条 委託者が投資することを指図する株式は、証券取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずるものとして取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
	第17条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
同一銘柄の株式への投資制限	

第18条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。(以下同じ。)

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第13条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第13条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第13条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号におい

スワップ取引の運用  
指図・目的・範囲

て「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建て資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建て資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建て組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建て組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建て資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建て組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

同一銘柄の転換社債等  
への投資制限

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

有価証券の貸付の  
指図および範囲

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を、貸付時点において、貸付株式および貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する株式および公社債の額面金額を超えない範囲内で貸付の指図をすることができます。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建て  
有価証券への投資制限

第22条 外貨建て有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する外貨建て資産について、外国為替の売買の予約を指図することができます。

	<p>前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。</p> <p>前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。</p>
外貨建資産の円換算および予約為替の評価	<p>第24条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。</p> <p>前条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。</p>
保管業務の委任	<p>第25条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。</p>
有価証券の保管	<p>第26条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。</p>
混蔵寄託	<p>第27条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマースナル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。</p>
信託財産の表示および記載の省略	<p>第28条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。</p>
有価証券売却等の指図	<p>第29条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。</p>
再投資の指図	<p>第30条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。</p>
損益の帰属	<p>第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。</p>
受託者による資金の立替え	<p>第32条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。</p> <p>信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。</p> <p>前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。</p>
信託の計算期間	<p>第33条 この信託の計算期間は、毎年8月6日から翌年2月5日まで、2月6日から8月5日までとします。ただし、第1期の計算期間は平成15年8月8日から平成16年2月5日までとします。</p> <p>前項に係わらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期</p>

信託財産に関する報告	<p>間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。</p> <p>第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。</p> <p>受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。</p>
信託事務の諸費用	<p>第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。</p>
信託報酬 利益の留保	<p>第36条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。</p> <p>第37条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産に留保し、期中には分配を行いません。</p>
追加信託金および 一部解約金の計理処理	<p>第38条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。</p>
信託の一部解約	<p>第39条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、信託契約の一部を解約します。</p> <p>解約金は、一部解約を行う日の前営業日の純資産総額を、一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額から、当該金額に0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した金額に当該一部解約に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。</p>
信託契約の解約	<p>第40条 委託者は、第4条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。</p> <p>委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。</p> <p>委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p> <p>前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。</p> <p>前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。</p> <p>委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p>
償還金の委託者への	<p>第41条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産</p>

<p>交付と支払いに関する 受託者の免責</p>	<p>総額を受益権口数で除した額をいいます。(以下同じ。)の全額を委託者に交付します。 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責を任じません。</p>
<p>償還金支払いの時期</p>	<p>第42条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に支払います。</p>
<p>信託契約に関する 監督官庁の命令</p>	<p>第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。</p>
<p>委託者の認可取消 などに伴う取扱い</p>	<p>第44条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。 前項の規定に係わらず、監督官庁が、この信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。</p>
<p>委託者の営業の譲渡 および承継に伴う取扱い</p>	<p>第45条 委託者は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。 委託者は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。</p>
<p>受託者の辞任 に伴う取扱い</p>	<p>第46条 受託者は、委託者の承諾を受けて、その任務を辞任することができます。この場合、委託者は第47条の規定にしたがい新受託者を選任します。 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。</p>
<p>信託約款の変更</p>	<p>第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p>
<p>反対者の買取請求権</p>	<p>第48条 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第40条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。</p>

利益相反のおそれがある  
場合の受益者への  
書面交付  
運用報告書  
信託期間の延長  
公 告  
信託約款に関する  
疑義の取扱い

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第28条第1項に定める書面を交付しません。

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第33条に定める運用報告書を交付しません。

第51条 委託者は、信託期間満了前に、その信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときには、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

第52条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

第53条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

前記条項により信託契約を締結します。

平成15年8月8日

東京都中央区日本橋本町一丁目3番11号  
委託者 国際投信投資顧問株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
受託者 三菱信託銀行株式会社